

い政党が出る問題につきましては、必ずしも公平とは言いがたい、そういう印象がいたします。

私の個人の意見を次いで申し上げますと、私は、日本の議会政治のためには、選挙を取り締まるといふものの考え方は決してためにならないという考え方であります。現実的には選挙は全く自由であるべきである。現金によって投票を買収する以外は最大限度自由にしてよろしい。ですから、公職選挙法第十三章、十四章、十四章の二、十四章の三、十六章といふものは、大幅に簡素化し、削減し、削つてよいという考えであります。とりあえず以上のような次第であります。当事者以外の方が何と申し上げることもないのであるまいかという感じもいたします。

○委員長(井川平君) ありがとうございます。

次に、木下参考人をお願いいたします。

○参考人(木下広居君) 私は木下でございます。私はもちろん選挙というのに関係したことはございませぬし、選挙運動というものは全然経験がございませぬので、ただいまから申し上げますことも、これはどうも事実上非常に遠い、ずれていゝる、あるいはあまりに理想主義的である、日本の選挙の現実とはかみ合わない、というような御批評があると思ひます。しかし、平素考えておりますことを今度の選挙法改正の法案に関連いたしました簡潔に意見を申し上げます。

まず、選挙といふものはいかにあるべきか、これはもう御承知のとおりであります。選挙といふのはできるだけ自由に伸び伸びと、楽しく、明るく正しいものじゃなくちゃいけない。諸外国の例を見ましても、選挙当日といふものはお祭りであります。非常に楽しいです。ところが、日本の選挙はちっとも楽しくないです。これがまず大きな問題であらうと思ひます。それからまた選挙におきましては、日本では地盤、看板、カバンなどと申しまして、政策以外のことと争うといふこ

とがいままでの習慣であります。私はあくまで政党内の政策というもので競争なさるということが選挙の一番大事なことではないかと思ひます。それで、日本の選挙は、さつき京極さんがおっしゃいましたように、警察による取り締まり選挙ということが非常に大きなウエートを持っていると思ひます。私はこれはもうそろそろおやめになったほうがいいんじゃないか、つまり、選挙といふものは人民が自主的にやることでありまして、お互いに正しく、明るくやろう、絶対に法律違反の選挙運動はやめようといふふうな戒め合ひまして、いよいよ正しくない不法な選挙をする人がございしましたら、たとえば選挙の結果当選した人が不正をやりましたならば、落選した候補者が当選した候補者を告発すべきである、そして裁判に持ち込んで当選無効に追ひ込むべきである、私はそう思っております。で、先進諸国におきましても警察といふものは選挙に関係ありません。だんだん、まあ大體百年ぐらゐ前から選挙が正しく行なわれるようになりましたのは、もっぱらその不正をやつた当選者を告発するといふ、そういう裁判によつてだんだん選挙がきれいになつたと思ひます。日本でもやはりそういう過程を通らなければ選挙はよくなるんじゃないかと。警察の取り締まりといふことになりまして、これはどうも少し失礼かもしれませぬけれども、警察といふところは非常に忙しいところですよ。どろぼうもつかまへなさいかぬし、交通整理もしなさいかぬし。選挙になりまして、この複雑な非常な大きな選挙違反の取り締まりなんていうことを警察がやるというところは、これはもう非常に手一ぱいのところにしてそれ以上に大事な仕事加わらるんであります。警察としましてはなるべくこれを簡単に、なるべく早くまあノルマと思はれるぐらゐの検査をやつてしまふ、選挙期間中では初めのころに、一つの市ならば何百人、大きなところならば何千人検査いたしまして、これでノルマは達成された、これからはあまり奮闘しなくてもいいといふふうにお考えになるのは、私は当然なことだと思

うんです。そういったしますと、買収とか供託とか、法定選挙費用超過とか、こういうふうな人からさらわれるような、また非常に証拠をあげるのにむずかしいような調査といふのはなるべくおやりにならない。形式的な、ビラの枚数であるとか選挙演説の回数であるとか、あるいはさつき問題になりましたシンボル・マークを押えるとか、あるいは機関紙の種類を制限するとかあるのは六カ月制限であるとか、そういうものを押えるのが一番楽です。ノルマにすぐ達することが出来ます。これはもう人情として私は当然のことだと思ひます。そういたしますと、そういうことでノルマをかせぎまして、大事な買収とか供託とか、法定選挙費用超過なんといふものは、これはなるべくさらわれぬからさきわらないほうがいいといふことになつては当然のことだと思ひます。であります。それから、今度のこういうふうな以前に戻つて来よう、せつかくある程度選挙が自由になつたのをもう一ぺん前に戻すといふようなことをなさいますと、いよいよもつて悪質な選挙違反といふものはそのままほうっておかれる傾向になるんじゃないかと、そういうことをおそれるわけでありまして、大體この、お上から監督されなさい選挙も正しくできないなんといふことでは、これは民主国家の国民としては恥ずかしいわけでありまして、選挙の自主といふものは、自分で自分たちで戒め合つて正しくやる、お上の監督を受けないといふふうな持つていきたいのであります。

それからも一つは、選挙法といふものはこれは大事な法律でありますから、法律の安定性といふものがなくちゃいけないと思ひます。一たん改正なすつたら、京都の選挙のようにたつた一ぺんの、一度の失敗によりまして、この法律が改正されてから一年もたないうちにもう一ぺん改正して前に戻すといふようなことは、これは人民が納得しないんじゃないかと思ひます。やっぱり人民が納得した上で法律の改正が行なわれるんじゃないか、もう少し慎重に時間をかせいでおやりになるほうがいいと思ひます。しかし、この改正

は、先ほど京極さんがおっしゃいましたように、記号式をもう少し広げるとか、あるいは不在者投票の手続を簡単にするとか、そういうところはもちろんでございませぬけれども、警察が証拠をそろえてつかまへやすい、検査しやすいようなこういう規定が復活いたしますと、どうしても悪質な選挙違反といふものが開却されるおそれが十分あるといふことを私は強調したいのでございませぬ。要するに、それではいまの腐敗選挙、不正選挙をほつておいていいのかという御質問があるかもしれませんが、やはり先ほど申しましたように、政策と政策の競争である、政党と政党との政策の、いずれの政党が、どの政党が一番政策によつて民衆を説得する力があるか、その競争でありますから、不正を行なつた候補者を出した政党が、政党支部が、負けたほうの候補者のいる政党から訴えられる、それによつて有罪の判決があつたら、当選した候補者は当選無効になる、こういう手紙を日本でも御採用になることを私は希望いたします。長年の習慣でありますから急にこういうことをすることはむずかしいといふ御意見のあることは承知いたしておりますけれども、諸外国の例で見ますと、どうしてもこういう手続によつて腐敗選挙が根絶された、それ以外の手続によつては百年河清といふことが外国でも言われております。思い切つてこういうふうな裁判によつて当選無効を決定するといふことがあれば、必ず選挙違反はなくなるのじゃないかと思ひます。あくまで私は警察取り締まりといふ形の現在の選挙法のやり方、これには反対いたします。それで、先ほど京極さんおっしゃいましたように、買収、供託、法定選挙費用超過以外は全部自由にしてしまふ、それによつて初めて明朗な、楽しい選挙が行なわれる。日本では実に選挙が陰惨でございませぬ。運動員といふものは候補者を守る、候補者の秘密を警察から守るといふことに一生懸命であります。もし警察でどろを吐くようなことになりますと、自殺を強要されたり、あるいは候補者があふなくなりますと、自分が進んで自殺する人が

は、先ほど京極さんがおっしゃいましたように、記号式をもう少し広げるとか、あるいは不在者投票の手続を簡単にするとか、そういうところはもちろんでございませぬけれども、警察が証拠をそろえてつかまへやすい、検査しやすいようなこういう規定が復活いたしますと、どうしても悪質な選挙違反といふものが開却されるおそれが十分あるといふことを私は強調したいのでございませぬ。要するに、それではいまの腐敗選挙、不正選挙をほつておいていいのかという御質問があるかもしれませんが、やはり先ほど申しましたように、政策と政策の競争である、政党と政党との政策の、いずれの政党が、どの政党が一番政策によつて民衆を説得する力があるか、その競争でありますから、不正を行なつた候補者を出した政党が、政党支部が、負けたほうの候補者のいる政党から訴えられる、それによつて有罪の判決があつたら、当選した候補者は当選無効になる、こういう手紙を日本でも御採用になることを私は希望いたします。長年の習慣でありますから急にこういうことをすることはむずかしいといふ御意見のあることは承知いたしておりますけれども、諸外国の例で見ますと、どうしてもこういう手続によつて腐敗選挙が根絶された、それ以外の手続によつては百年河清といふことが外国でも言われております。思い切つてこういうふうな裁判によつて当選無効を決定するといふことがあれば、必ず選挙違反はなくなるのじゃないかと思ひます。あくまで私は警察取り締まりといふ形の現在の選挙法のやり方、これには反対いたします。それで、先ほど京極さんおっしゃいましたように、買収、供託、法定選挙費用超過以外は全部自由にしてしまふ、それによつて初めて明朗な、楽しい選挙が行なわれる。日本では実に選挙が陰惨でございませぬ。運動員といふものは候補者を守る、候補者の秘密を警察から守るといふことに一生懸命であります。もし警察でどろを吐くようなことになりますと、自殺を強要されたり、あるいは候補者があふなくなりますと、自分が進んで自殺する人が

は、先ほど京極さんがおっしゃいましたように、記号式をもう少し広げるとか、あるいは不在者投票の手続を簡単にするとか、そういうところはもちろんでございませぬけれども、警察が証拠をそろえてつかまへやすい、検査しやすいようなこういう規定が復活いたしますと、どうしても悪質な選挙違反といふものが開却されるおそれが十分あるといふことを私は強調したいのでございませぬ。要するに、それではいまの腐敗選挙、不正選挙をほつておいていいのかという御質問があるかもしれませんが、やはり先ほど申しましたように、政策と政策の競争である、政党と政党との政策の、いずれの政党が、どの政党が一番政策によつて民衆を説得する力があるか、その競争でありますから、不正を行なつた候補者を出した政党が、政党支部が、負けたほうの候補者のいる政党から訴えられる、それによつて有罪の判決があつたら、当選した候補者は当選無効になる、こういう手紙を日本でも御採用になることを私は希望いたします。長年の習慣でありますから急にこういうことをすることはむずかしいといふ御意見のあることは承知いたしておりますけれども、諸外国の例で見ますと、どうしてもこういう手続によつて腐敗選挙が根絶された、それ以外の手続によつては百年河清といふことが外国でも言われております。思い切つてこういうふうな裁判によつて当選無効を決定するといふことがあれば、必ず選挙違反はなくなるのじゃないかと思ひます。あくまで私は警察取り締まりといふ形の現在の選挙法のやり方、これには反対いたします。それで、先ほど京極さんおっしゃいましたように、買収、供託、法定選挙費用超過以外は全部自由にしてしまふ、それによつて初めて明朗な、楽しい選挙が行なわれる。日本では実に選挙が陰惨でございませぬ。運動員といふものは候補者を守る、候補者の秘密を警察から守るといふことに一生懸命であります。もし警察でどろを吐くようなことになりますと、自殺を強要されたり、あるいは候補者があふなくなりますと、自分が進んで自殺する人が

出るわけですが。総選挙ごとに何人かの自殺者が出る、これは日本の特徴でありまして、先進国には見られないところがあります。こういう陰惨な選挙をやめて、楽しい国民的な行事になるように、そういうふうな持っていただきたい、これが私の希望でありまして、残念ながら今度の改正については私は大体反対でございます。

以上でございます。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。

次に、長谷川参考人をお願いいたします。

○参考人(長谷川正安君) 私は大学で憲法を専門に勉強しているものですから、日本の憲法の立場から、また一人の法律家として、この改正案に意見を述べさせていただきます。三つ問題がございます。

一つは、いままでの京極、木下両参考人とほとんど同じ意見ですが、選挙活動の自由という問題です。これは御承知のように、現在の憲法では、公務員を選定、罷免するのは国民固有の権利であるといふふうにいわれる参政権の権利が憲法十五條で認められております。しかし、この参政権なるものが具体的にどう実現しているかということ、公職選挙法で選挙資格なり選挙運動についてどうきめているかということにかかわるわけでありまして、私は公職選挙法というのは事実上憲法に匹敵するような重要な法律であるといふふうで考えております。幸い日本では、選挙資格については明治二十三年に第一回の選挙が行なわれたときに、有権者は人口の1%、四十万ぐらいしかおりませんでしたけれども、今日では、幸い六〇%以上の、要するに人口の半数以上が有権者になつてきているという、いわゆる普通選挙が実現し、この点ではヨーロッパの進んだ資本主義国と同じあるいはそれ以上であると思えます。ところが、残念なことに、日本の第一回の選挙以来の例を見ても、選挙資格が拡大するに従って選挙運動がきびしく制限されるという一般的な傾向があるように思われます。たとえば、一番いい例

は、大正十四年に男子普通選挙が実現した際に、選挙法を変えて世界じゅう例のない戸別訪問の禁止ということをやりました。で、ほとんどのそのときの、審議会がございまして、そこで審議した結果、戸別訪問禁止するのはいけないという結論が出てくるにもかかわらず、あえて戸別訪問の禁止をするというふうな、要するに選挙権が拡大したときに選挙運動を制限するということが行なわれました。また、どうも新しい憲法のもとでも、そういう傾向がますますあつたような気がいたします。そういう観点で見ますと、私は今度の改正は、せっかく選挙資格を拡大して国民固有の権利を十分実現しているながら、その実態において、ヨーロッパの進んだ資本主義国ではほとんど考えられないような運動の制限を加えている。非常に、まあいままでの日本の選挙の扱ひ方、その流れの上に乗っていると言えればそれまでですけども、どうも悪い傾向がまた復活しているように思われます。そういう意味で、私は、選挙運動あるいは選挙活動あるいは選挙中の政治活動の自由ということ憲法の原理に照らして、もう一度考え直していただきたいというのが第一点です。

それから第二の点は、私は法律家として意見を述べたいんですが、この選挙法の改正の個別的問題点について一、二触れますと、改正の法文の内容がきわめてあいまいであります。常識的にはわかるけれども、法律家にはよくわからない点があるあります。で、それはたとえば、この政治活動用のピラを、国会の場合には三種類とか、あるいは地方選挙の場合には二種類に制限するということが新たに設けられておりますけれども、一体ピラの種類というのはどういうことなのか。一体大きさが違えば種類が違ふのか、色が違えば種類が違ふのか、あるいは文の内容が違えば種類が違ふのか、考えられることは、およそ選挙をやったことのおありの方すらピラの種類というのは何だというふうに言われて、お答えできる方が私はいるかどうか疑問だと思えます。要するに、こういうわからない規定をつくっておけば取り締まりは自由

だということですが。つかまえてもいいし、つかまえないこともいい。あとは裁判所におまかせするということになるだろうと思ふのです。それからもう一つその例をあげますと、たとえばこの改正案ではシンボル・マークの規制をやっております。要するに、シンボル・マークを表示するものを掲示することを制限してあります。しかし、シンボル・マークを表示するものを掲示するといつても、たとえばシンボル・マークをバツジとして胸につけたらどうなるのか、ゼッケンとして背中にしょつたらどうなるのか、腹巻にしておなかに巻いたらどうなるのか。およそこの法文からはどこまでよくてどこまで悪いのか、要するに、シンボル・マークを規制したいという立案者の気持ちはわかるが、客観的にそのことが法律としてどういう意味を持つかということとは非常にあいまいであります。こういう選挙運動というものが民主主義の社会においては原則として自由であるといつてしまえば、こういうわけのわからない妙な規制のしかたをするということ、私は何と云いますか、大きき言葉で言えば罪刑法定主義の原則に反するし、取り締まりということ、およそ原則としてやるので、選挙は不自由なんだという立場に立つならばこういう規定もまた理由があるかもしれない。しかし私はそうは思いません。

これは問題点がちよつと違いますが、もう一つ改正の内容に触れますと、確認団体の機関紙誌を六カ月という期限をつけて頒布の自由を制限しているということ。これもなぜ一体この確認団体の機関紙誌を六カ月という期間を設けたのか、どうも立案の合理的な理由みないものが私にはよくわかりません。ただこの参考人として御依頼を受けたのが突然で、郵便事情が悪くて資料が私のところに届かないということ、私の不勉強なところもございまして、その点は御容赦願いたいのではありませんが、どうも立案の、意図はわかりませんが、理由がはっきりしない点がございます。そういう幾つかの個別の問題点を見ますと、もう少し法律としては練り直すというか、趣

旨説明を明確にするというか、そういう点が非常に必要ではないかという感じが私はけさちよつと見ただけでも感じた点がございます。

それから第三の点でございますが、実は私は愛知県に任んでおりました、愛知県ではさつそく来年の一月告示で二月に知事の選挙がございまして、この知事の選挙を具体的に私がイメージを浮かべながら、この法案が通つたら一体どういふことになるだろうかということを考えてみますと、まず第一に考えられるのは、先ほど京都の知事選のことが例にあげられました。ピラ公害ということも参考人の方が申しましたけれども、私に言わせましますと、この前の愛知県知事の選挙は、すなわち率は何%だったかといつても三七%です。京都の選挙は七〇%をこえているはずですが、愛知県との前の知事選と京都の知事選を比べると、何と愛知県では半分以下の低調な選挙をやっているのではありません。私に言わせれば、ピラの公害があるかどうかはともかくとして、少なくとも愛知県の場合には、三七%の選挙なんといふのはおよそ選挙とは考えられない。こういうもので選ばれても、三七%の一〇〇%を取つたとしても過半数に達しない、選挙の形をなしていないと思えます。これの原因がどこにあるかといつと、幾つかあると思ひますが、一つの理由は、選挙運動がやるたび違つておりました、選挙運動をやっている人が自分のやることが違法かどうかかわからないという人がある。それに参加しようとする国民が、うっかり参加したら、この前はよかつたけれども今度は引つかるかもしれない。電話一本だれかにかけるのに、候補者の名前を、法律によつて、たとえば自分が学校の先生なら職場を迫られるかもしれない。その他要するに、選挙に参加しにくいようにしにくいように、こういう法を変えるということ自体にかなり選挙を低調にしている大きな原因があると思ひます。それは公職選挙法の、六法全書を見ますとわかりますが、毎年改正を取つかえ引つかえやっている。その中

で選挙運動を不自由に行っていることが、やりにくくしていることが、少なくとも愛知県では選挙を低調にしている原因だろうと思うのです。

したがって、今度もこういう規制をつくったら、三七%が一体どこまで下がっていくのか。なくなれば官選になってしまわなければならないけれども、どうも私は問題があるのじゃないかという気がします。

それからもう一つ。第二の愛知県の場合の例でいいますと、具体的にいいますと、今度の選挙は、現職の知事と、それから社会党と共産党が統一して、いわゆる革新統一候補というのを出して、これが先ごろきまっています。この二人の決選になります。これは愛知県だけではありませんけれども、現職の知事は大体選挙運動を始めるのがものすごく早く、立候補の届け出は半年以上前にやっています。ところが、革新のほうの統一候補というのは、どこに責任があるかわかりませんけれども、告示ぎりぎりにならないときまらぬ。そこまでもんでいるのが普通です。そうすると、確認団体というのは、その場合には、現職の知事の支援団体というのは昔々からできておりました、これは六カ月前といつてもひっかかりません。こういう性格のものですね。また、先ほど新しい政党と言いましたけれども、政党に限らず、新しく何か政治運動をやろうとすれば、これが確認団体として選挙のときに機関紙が不自由にさせられる。現職が強いということはよく言われますけれども、それにお手伝いするような規制をなぜこういう法律でやらなければならないのか。私はかなり問題があると思うのです。ですから、政党の問題もありまされども、私は新しい政治運動が起これるような、そういう政治の新しい動きを法律で押えるようなことはすべきではないんじゃないかという気がいたします。特に私の任んでいる県のことを考えると、この法律は一方に味方するための法律だとして考えられない。

最後につけ加えておきますと、一体私がいま言いましたように、具体的な事実関係ということ

が、この法案をつくるにあたっての前提になっている事実認識というものがかなり問題だと思うのです。しかし、そういう場合に、一体この法案は、政府に選挙制度審議会という審議会がありますけれども、そこにかけて一体どのくらい専門家の方から意見をもらってつくったものなのか非常に疑問のような気がいたします。これは正確かどうかかわりませんが、私のちょっと伺ったところでは、選挙制度審議会にかけていないということのようです。かけてもいままで選挙制度審議会できまらなかったこと尊重されたことではありませんから、もうかける必要がないという御認識であればまた別ですが、そうでなければ、なぜこういう法案をつくるのときに事実関係をよく調べてつくらないのか、この点も私は疑問であります。

先ほど京極さんから述べられたように、若干の改正点があることは私も認めるのにやぶさかではありませんけれども、全体として見れば、この法案は非常に内容が不備だし、それから政治的の意図が露骨であるし、特に私が愛知県に住んでいて、今度行なわれる選挙のことを考えると、いかにもそれに当てつけていまの政権を担当している人がつくりたくするような、そういう案だといふような感じがいたしますので、私はこれには反対です。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。次に、渡辺参考人にお願いたします。

○参考人(渡辺年之助君) 渡辺でございます。私は、普通選挙の実施以来きわめて最近まで、大小幾多の選挙に直接間接に関係してまいりました。そしてその間に、わが国の政治の変遷も見てまいりました。こうした経験から、私はいま参議院で御審議願っております公職選挙法の一部改正に関する法律案に賛成をいたすものでございます。

そこで私は、なぜこの法律案に賛成するかという点について意見を申し述べさせていただきます。いと存じますが、一言にして言え、最近の選挙

は、衆参両院をはじめ首長及び地方選挙に至るまでお金がいかにかり過ぎるということでございます。私は、議会制民主主義の健全な発達のためには、このような傾向は断じて好ましいものではないと信ずるのであります。

この法律案は、政党及び確認団体の選挙期間中における政治活動に制限を加えようというのがその眼目だと思っております。私は、政党の行なう政治活動や選挙運動に対してむやみと制限をしたり、あるいは重箱の隅をほじくるような罰則を設けることには本来、賛成ではございません。しかしながら、今度の改正点につきましては、ことしの四月に行なわれました京都府知事選挙や先般行なわれました兵庫知事選挙の実情にかんがみまして、この程度の制限は、これらの選挙戦を経験した地域の一般有権者の声であるばかりでなく、選挙の公正を期するためにも必要であり、やむを得ないものだと信じます。

新聞紙の伝えるところによりますと、京都府知事選挙では、一日百万枚にもなる文書が配られ、朝晩二回にわたって各戸に四、五枚ずつのピラが配られたということがあります。また配られたピラやパンフレットは三百種類、千数百枚、赤ちゃんも入れた京都府民一人当たり十三枚ずつになる計算だといわれております。そればかりでなく、一個五十円もするというバツが三十万個、張られたシンボル・マークは二軒に一軒の割合というのですから、たいへんな数であります。また、兵庫県の知事選挙でも、二千五百万枚のピラが配られたということがございます。それも政策宣伝などならまだよいのでありますけれども、その大部分がデマや中傷の文書が多く、いたずらに有権者を惑わすのみであったというのでありますから、言語道断と言わなければなりません。これでは選挙区の人々が選挙公害だと非難するものも当然でございます。

さらに大事なことは、このようなことが無制限に行なわれては、選挙には大きな金がかかることになり、財力があるか、または金づくりのうまい

者しか立候補できないということになります。それでは選挙の公正が期せられないばかりではなく、ひいては政治が金によって動かされるという結果になりかねません。もし、そうならたのは、自由化というたてまえを生かすことによつて、選挙という実体を殺してしまうことになると思ひます。

このように申し上げますと、政党や確認団体の政治活動と、候補者の行なう選挙活動とは別個のものであるという御意見があるかと存じます。私も、理念としてはそのとおりだと思ひますけれども、実際問題として、選挙期間中、その区域において行なわれた政党及び確認団体の政治活動は、候補者の行なう選挙運動と区別することのできないのが実情であります。したがって、いまのままでは選挙文書の制限は全く無意味であると言わなければなりません。

私は、この機会に申し上げたいのであります。が、政党は大いに日常活動を活発に全国各地で展開していただけたらよろしいと思ひます。しかし、もし、選挙が行なわれるということになりますと、ときには、その地域において選挙期間中は、選挙運動にまぎらわしいような、いわゆる政治活動は一時停止をして、それれいままで行なってきた日常活動の成果に期待し、静かに有権者の審判を待つということができないものだろうかというところであります。

私は、議会制民主主義を支持するもの立場から最も重要と思うことは、国民の議会政治に対する信頼感ということであり、そのためには、大多数国民をしあわせにするよい政治が行なわれなければならないことは言うまでもありませんが、同時に、議会政治の基本ともいふべき選挙が、あくまでも公正に、そして大きな金がかかるというたことのないような、そういう選挙が行なわれるのでなければならぬと思ひます。今度の改正案に対しまして、一部では、自由化の後退ではないかと、あるいは朝令暮政に過ぎはしないかという意見もあるように聞いております。しかし、

私は、自由化したことが選挙の公正をそこなうような行き過ぎがあらわれたら、最小限その部分だけ改正するのでもまた必要であり、おむを得ないことだと思えます。私は、ここに御見えになっております木下教授の「イギリスの議会」という著書をお読みいただき、いろいろ御見えに、これによっていろいろ教えられることが多かったのであります。木下教授は、その本の中で「自由で正しい選挙」という項目をおつくりになりました。その最初にこう書いておられます。「選挙制度の歴史を見れば、イギリス人の政治的天才がいちばんよくわかる。この制度の根本になつてゐる部分には、もちろん世界の模範であつて、健全なものであるが、永年の経験に照らして少しづつ接木したり、切つたりして来ている。」そしてなお次のように続けて書いておられるのであります。「新調の服を注文するようなり方ではなく、注意深く調べて、たしかにいけなくなつたところだけを直してゆく。」そしてまた次のようにも述べておられます。「そのためには、すつきりしない姿になつても仕方がないとする。これで、改革は終りだということがない。どんな改革にも必ず見落としがある。かくれていた小さい欠点も、しばらく経つと、重大な問題になつて来るものである。」

こう書いておられるのであります。私は、この木下教授の文書に全く同感であります。朝令暮改ないしは試行錯誤の感もありませんが、選挙法は、先ほど木下あるいは長谷川両先生も言われたように、重要な法律でございます。しかし憲法とは違います。したがって、木下教授のお書きになつてゐる通りに、注意深く調べ、確かにいけなくなつたところだけでも直すべきだと信ずるのであります。また、木下教授は、現在のイギリスでは、買収という観念すらないといわれている、こういうことも書いておられますが、御承知のように、イギリスでも、昔は選挙界の腐敗がはなはだしいものがございましたが、選挙違反に対する罰則や選挙費用に対する制限の強化などを行なつて、一方、政治教育を徹底あるいは浸透せしめた

ことによつて、今日のような自由で正しい選挙が行なわれるようになったといわれております。私は、日本においても自由で正しい選挙のもとで、りつぱな議会制民主主義を育成していくために、ときには後退と思われようなきこともがまんしなければならぬときがあると存するのであります。以上で私の意見を終わります。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。参考人の方々の御意見陳述は、これにて一応終了いたしました。

これより参考人に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松本貫一君 御質問を申し上げたいと思ひます。私、社会党の松本でございます。

いま、諸先生からいろいろお話を聞きました。が、今度の法律に対する直接の問題もございすが、これも現実の問題としてきょう可決されてしまふこととなるわけでございます。いまさらあんなまりそのことで時間を、せつかく先生方にお目にかかつた時間をとりたくないの、もっとプリミティブな質問と申しますか、あるいはもっと言えば根本問題と申しますか、そういう問題について主として大学の先生方にお教えを願ひたいと思ひます。学生にもお教えをやるようなつもりでお答えをいただきたいと思ひます。どの先生がどういふ御専門かということはおよく知りませんが、私の質問に対して最も適切なお答えをどの先生からでもいただければ、どなたでもけっこうでございます。ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

一つの問題は、私政党人でございますけれども、いつも何となく割り切れない気持ちを持っておりまゝのは、個人と政党の問題です。私は日本国憲法というものが、これは社会党はもう憲法を絶対支持しておりますから当然なことですが、私も、私個人としてもいまの日本国憲法が好きでございます。非常にいい憲法だと思つております。それには非常に個人というものを大事にして

と思つてゐる。ところが実際に政治をやりますと、政党が個人を縛つてしまつてゐることが非常に多いので、そういう点いつも割り切れない気持ちでおるのですけれども、政党内閣について選挙法を考へる場合に、政党と個人とがたとえ選挙運動をやる場合に政党は非常に有利であるけれども個人は非常に不利であるというふうな選挙法はどうもそれでいいかという感じが私にございす。そういう点についての御意見がございす。それからお話を承りたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、今度の選挙法の改正の動機といふますか、いろいろありましようけれども、やっぱり金の問題になつてくると思つてゐます。自由にしたのはいいけれども、自由にかもあやられたのじゃ、たとえば京都の選挙の例が出ておりましたが、京都の選挙みだりにむやみに金を使つていふんことをやられたのじゃかなわぬということ、結局ある程度縛らねばいけないうのじゃないう意見になつてきたのだらうと思つてゐる。その金の問題をどうしてうまくコントロールしていったらいいかということについて例の政治資金規正法といふものが出てあつた状態でも全然お話を聞かない、野たれ死にをしようとしたわけでございますけれども、そういうものとの関係で金の問題と選挙とをどういふふうにか考へていくかという問題もあろうし、もう一つの考へ方として金が相当かかることはわかつてきた問題だから、候補者に金を使わさないで国が選挙運動を全面的に——いわゆる選挙公営という問題ですが、国ができるだけ金をたくさん使つて選挙候補者には金をなるべく、どんな貧乏な人でも選挙ができるようにしようかとも考へてみるわけが、いいのじゃないうこととも考へてみるわけです。私どもも選挙公営の範囲をもつと広げるべきだといふ主張を常にしておるわけですが、これも、これがたとえばシンボル・マークの問題やビラの問題いろいろ出ておりましたけれども、こういうものを選挙公営、国の費用でもつて全部肩がわりをして無制限にやるわけにいかないからどう

しても制限する、そしてもうそれ以外のものは一切禁止して目に触れたら必ずそれは違反だといふようなことをはたしてやつていいことなのかどうかというふうな、こういう疑問も持つわけなんです。そういう点について常々御研究になつておられる先生方に御意見がございすと思ひます。ほんとうに教えていただきたいと思ひます。私どもも常に選挙法といふものを考へながら、いつもわからないで模索するだけでおるわけでございますので、そういう点ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、次の問題は、これはもう選挙制度審議会等でもいふも論議されておる選挙区制の問題でございます。小選挙区制がはたしていいのかどうかというふうな問題あるいは比例代表制をとるのかというのか悪いのか、比例代表制についてはこれはまた政党と個人との関係もまた問題として出てくると思ひますが、そういう問題等についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、選挙運動、これが一番最近の問題になると思ひますが、現在の選挙法では事前運動というものを縛つております。これが非常に批判の対象になる。特に現職有利という意味で事前運動を縛ることが批判の的になつておりますが、選挙運動の自由ということからいへば、事前運動等はどうも考へるわけでございますけれども、特に選挙運動の中のいろいろの問題の中で、事前運動といふことについての御意見をお聞かせをいただきたいと思ひます。一応それだけ御質問いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。どの先生にどういふわけに私どももまいるので、ひとつ適当に御答弁をいただきたいと思ひます。

○参考人(京極純一君) ただいまの松本先生のお話でございますが、こういうふうな申し上げたらどうかと思ひます。議会政治は御承知のように、議会政治家による政治であるわけですが、議会政治家による政治というのは、必ず政界というものを

して制限する、そしてもうそれ以外のものは一切禁止して目に触れたら必ずそれは違反だといふようなことをはたしてやつていいことなのかどうかというふうな、こういう疑問も持つわけなんです。そういう点について常々御研究になつておられる先生方に御意見がございすと思ひます。ほんとうに教えていただきたいと思ひます。私どもも常に選挙法といふものを考へながら、いつもわからないで模索するだけでおるわけでございますので、そういう点ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

つくりまします。つまり、議院政治は政党による政治であるというのが基本の特徴であると思ひます。したがひまして、選挙と申しますものも、政権を担当する政党を選定するというのが選挙の基本の役割である。しかしながら、他方で、選挙は民意を表現するという反面の役割も持っているものでありますから、教室の講義で申しますときには、学生には、選挙は多数党と少数党を選ぶことであるというふうな説明しております。個人が個人としていかに有能な方でありましても、参議院はそういう伝統をお持ちの場所でございますけれども、国政を担当することには必ずしも適当でない、これらの議院制の制度上の趣旨がそうなっていると思ひます。

第二の選挙の費用につきましては、私はもちろん、ものにより事によりましては、公営ということとは決して悪くないことと思ひますが、原則として選挙は自費と申しますか、選挙をなさる方の創意かよふによつて自由になつたほうがよろしい。政治ですから選挙の費用を規制するといふような考え方は、法定選挙費用という考え方は私は意見としては反対であります。国民が選挙のためにめいめい自分の支持する政党に献金をしまして、そういう有権者が現在少ないことは事実であります。浄財を持ち寄りましてそれによつて創意かよふをこらしてお金を使って選挙をする、それでいいというふうな考えます。で、これ以上お金を使つてはならないなどというのを言う一階高い立場に立つ人は、国民のほかにあり得ない、国民が自分たちでお金を出してやることである、そういうふうな考えしております。したがひまして、政治資金を規制するということにつきましては、国民の基本的な権利といふことが、政治活動の自由に対する重大なる制限のおそれがある場合があるであろうというふうな考えしております。

それから第三番目の区制につきましても、先ほど申し上げましたように、議院制の中で選挙というものが政権を担当する政党を選び、その意味で安定政権、安定内閣、安定総理をつく

るといふことであるといふことを強調いたしますならば、小選挙区、衆議院の場合一人区といふのが最も適当でありますし、かつ御承知のように、議院制がそのまま育つてまいりましたイギリスやアメリカでは一人区を採用いたしております。しかしながら、選挙が民意を表現する、何と申しますか、たとえて申しますと、社会の中の気圧をはかる圧力計であるといふふうな考えますならば、比例代表制といふのが民意を表現しあるいは民意を測定するメーターとして適当であるといふことになりまします。しかしながら、フランスがしよつちゅう引用される例になりまします、いわゆる小党分立といふことになりまして、八カ月に一回政権担当政党がかわり、総理大臣がかわるといふことになりまします、国民にとりましても必ずしもあわせでないことも起こるわけでありまします。でありますから、おそらく日本では、衆議院の場合、三人区、四人区、五人区といふ中間的な、かなりの程度に比例代表にも近づかないような程度に、一人区にも近い創意かよふでやつてきたのだらうと思ひますが、三人区、四人区、五人区、三通りあることは私は適当ではない。一通りにそろえたほうが選挙としては公平である、ゲームのルールとしては公平ではないかといふふうな考えしております。

第四番目の選挙運動の事前運動の禁止という問題であります。私は、事前運動の禁止に対しては、もちろん最初に申し上げましたように、全く無意味なことだと考えております。現職の方であるらうと現職でなからうと、議院制ある限り、一年三百六十五日、一日二十四時間、すべて事前運動であり、選挙運動であるのが、議院政治のほんとうの姿であると思ひますから、事前運動禁止の規定などというものは削除されたほうが適当であるらうといふふうな考えしております。

○参考人(木下広居君) いま京極参考人がおっしゃいましたこと、大体私も賛成なものであります。それに関連しまして少しお答えしたいと思ひます。

私の意見では、政党といふものが議員の言動を縛るのがいけないのじゃないかといふような先ほどの先生の御意見でございます。これは国によつて違ふようでありまして、イギリスのようなところでは、政党は議員の意見の表明あるいは表決の場合の票を拘束しております。もしこれに従ひませんと、幹部に反抗している、あるいは除名になる場合もあるかもしれません。ところが、アメリカのような大統領制の場合には、議院内閣制と違ひまして、議院内閣制といふのは内閣を選んでは、内閣を維持していくという役割があるわけですから、政党が分裂したりあるいは投票の統制ができませんと、内閣があぶなくなりますから、どうしても議員の言動につきましてもある程度の統制を加えなくちゃいけない。ところが、大統領制度のもとにおきましては、政党に属する議員といふものは全然自由でありまして、たとえば一つの法案について、民主党は賛成が半分、反対が半分、共和党のほうも賛成が半分、反対が半分といふふうな、そういうふうな割れる場合がしばしばございます。たとえば、商業、工業の盛んなところから来ている議員は、党派にかかわらず、また出身の州にかかわらず、関税法については同一の態度をとる、あるいは農業地帯のほうでは党派にかかわらずすべて同じ行動をとるといふようなことがございまして、党の拘束といふのは非常によくないのです。これはやはり国によつて違ふのじゃないかと思ひます。日本の場合には、議院内閣制をとつておりますから、どうしてもやはりイギリス流に、ある程度まで党と、支持の結束を固めさせんと、内閣を維持する、支持していくことはできません。もちろん、たとえばイギリスなんかでも、労働党内閣の五年間に、労働党左派が幹部に対して十三回も反乱を起したあるいはスエズ問題で何十人の保守議員がイデーに反抗したとか、いろいろな例がございまして、必ずしも無理をして拘束しているわけではございません。決して反乱分子があつてもそんなに気にいたしません。日本では少し締め

つけが不必要にきびし過ぎるんじゃないかという感じは私は持つております。それから公営選挙の問題であります。あまり各候補者が方々からお金を集めてきて、ふんだんにお金を使うのがいけないから、ですから法定選挙費用といふのを銀行に預けて、そこから支払いの必要が生じた場合には小切手で支払うようにしたらどうだんたいう意見もございまして、それからまた、秘書とか運動員といふものもお金で雇ひまして、そうして運動するものもこれも不公平である、やはり金をたくさん持つていけるほうが有利である。ですから、選挙管理委員会というふうなものが、各候補者についてどこで演説をやるというスケジュールをつくりまして、その演説だけを許す、ほかは一切運動は許さない、そういう案もあるやうであります。しかし、こういたしますと、なるほど公平にはまいりますけれども、先ほど申しましたように、警察の取り締まりといふものがいよいよ厳重になります。ほとんど警察国家的なことになるんじゃないか、警察官の姿を見たら候補者も関係者もみんな逃げ隠れるやうになる。私はある警察署長に、選挙のときにこういうことを聞きました。大体選挙法に違反した人で検査されるのは氷山の一角ぐらいですかと申しましたら、いや、それならいいんですけども、そんなにたくさんはいままで検査できません、気の毒で検査できません。こういうおことばが出るころを見ますと、選挙違反をやつた人が検査されるのは非常に少数であるといふことがわかる。そうすると、実際の取り締まりの目的も達してないんじゃないか、現在はそれが今度は公営選挙になりまして、いよいよ無理やり監督を厳重にするといふことになりまします、民主主義的な自由といふものがほとんどなくなつてしまふんじゃないか、選挙が先ほど申しましたように、非常に陰惨なものになつてしまふんじゃないかと思ひます。これはやはり根本的に、私は民主主義的な選挙といふものの方針に相反するんじゃないかと思

うのです。

それから政治資金の規制でありますけれども、現在あまりに財界から政界——政界にも派閥にも各個人の後援会にもたくさんお金が流れるから、これでお金がだぶついて、選挙が腐敗するんだという議論があります。アメリカがやはり一九〇七年から、団体の寄付は一切いけないという法律をつくって、それがだんだん今日に及んでおりますけれども、一年間に一人の市民が五千ドルまでしか政治に献金できない、三千ドルからは税金がつくということに今日ではなっているわけでありまして、そして各人の寄付というのはだんだん零細化してきて、たとえばこの間のニューヨーク市長の選挙では、一人が二十五セントを寄付する——九十円を寄付するという運動、二十五セント運動というのが起こり、あるいはニクソン大統領に対して、一ドル運動あるいは十ドル運動——演説会の入り口で十ドル払いまして、中で一ドルのごちそうがありまして、九ドルは候補者に寄付してしまおうというような、そういう形の零細な寄付が何百万人、何千万人の人で行なわれておるわけでありまして、大量の寄付がある会社からあるいはある銀行から寄付があるということは、アメリカではほとんどもう法律の制限もございまして、姿を消したようであります。日本もやはりこういうふうな形になっていくのが将来の行き方ではないかと、私は考えるわけでありまして、ですから公営選挙ということも、よほど慎重に考えなきゃいかぬと思うのです。

それからまた、事前運動でありますけれども、これは禁止したって実際おやりになるのです。そして取り締まろうとしても、取り締まる方法がありません。もしお金の使用方を制限するならば、選挙期間中ぐらいいいことでありまして、あまりひどい場合には、さつき申しましたように、告発して裁判に持っていくという方法しか私はないんじゃないかと、そういうふうに考えております。

それからまた、選挙区について一言申し上げたいのは、小選挙区制度というのは、二大政党が

さいまして、その勢力が大体平均しております場合には、非常にうまくいくわけですが、大体両方の政党が総得票数においてあまり違くない、しかし、当選者は相当に開いておる、それが小選挙区の特徴であります。ただ小選挙区制度の場合は、第三党以下がほとんどなくなってしまう。イギリスの自由党は第三党でありますけれども、七人か八人しか毎回当選いたしません。そういうことを考えますと、現在の日本の野党が多党化している状態におきましては、野党がほとんど全滅してしまうというおそれがあるわけでありまして、小選挙区制度と比例代表制をかみ合わせ、半々にかみ合わせるといふのは、西独のやり方なんかをやはり参考にしなきゃいけないんじゃないかと考えます。

以上であります。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。長谷川参考人にお願いたします。

○参考人(長谷川正安君) いままで先生の御意見とダブらない点だけ私の意見を申さしていただきたいと思っております。

第一の点は、いまの憲法では、松本さんがおっしゃったように、個人主義の原則というのが原則として主張されているわけでありまして、しかし、政党の問題は、結社の自由の問題でありまして、憲法のたてまえとしては、個人と政党が矛盾したり対立したりするということはありません。それは要するに政党に加入する自由があり、支持する自由があり、また政党の中で意見が一致しているものが同じ方向に政治活動をする、意見が違えばやめればよいという、簡単に言ってしまうと、そういう原則で民主的に運営されていくとすれば、政党と個人の矛盾対立という問題もないし、また、その政党を基礎にして議会が運営されるということとは個人を基礎にして議会が運営されるということと同じだということにたてまえはできていないかと思っております。しかし、現実にはそうではないかと思っております。そこが問題がございろうと思っておりますが、それには私はいまの日本の

政党がほんとうに私がいま言ったようなたてまえを満足させるような運用をやっているかどうかという政党自身の問題が一つあると思っております。それからもう一つの問題は、政党も含めて政治というものについて日本のマスコミもそうであるけれども、教育もそうであり、法律の内容もそうであるけれども、大体日本の場合には、政治というものが出てきた場合には、禁止の対象になる場合に出てくるので、奨励するために政治ということばや政党というものが出てくることは非常に少ないですね、法律でもそうですけれども、そういう法律や宣伝や教育の中で育てられてきた多くの人たちというものは、政党というものは何か自分たちと違う団体で、特殊な団体で、たてまえとしては政党を基礎にしなければ議会運営できないのに、感情としてはまた一般的な常識としては、政党というものは個人と議会の間にはさまって何かそこをじゃましているみたいな印象を持っている方が多いかと思っております。これはやはり憲法のたてまえが実現しないような日常的ないろいろな社会のあり方に私は問題があるように思っています。

それから第二の点ですけれども、金の問題なんですけれども、私の経験では、私はパリに二年いたことがありますが、その選挙を何回か見ています。選挙が始まると、政務員は戸別訪問をやって自分の政党の趣旨を訴えて、賛同してくれる人からいわゆるカンパを取って歩くわけですね。フランス人は郵便配達が来てチャップを出しますけれども、政党の人間が来たらちゃんと金を払うんですね。そして私が言いたいののは、金の問題は出どころの問題なんであって、こういう一人一人の国民が選挙に積極的に参加する形で出すような金を制限する理由というのは何もないんじゃないかという気がいたします。また使方も問題ですけれども、私は、日本で金が問題になるときは、何かどこかに金をたくさん持っている人がいて、そこから出てくる金の規制だけが問題になる。しかし、一人一人が選挙に積極的に参加するために、先ほど木下さんのお話もありましたが、金を出す

場合に、それが大量になったって、それは非常に好ましいことなんであって、要するに金を問題にするときには私は出どころを問題にする必要があるんじゃないかという気がいたします。

それから選挙公営の問題については、あくまで自由な選挙活動に対して国が援助をするというのがたてまえであって、その限りでは私は望ましいと思っておりますけれども、何か選挙を国がやるんだという印象を与えるようなやり方は、私はあまり望ましくありません。なぜとなれば、国と抽象的に言いますけれども、現実には先ほどの政党を基礎にして政治をやっているわけですから、国というのは政党内閣のことをさしているわけですから、したがって、自民党内閣のときと共産党内閣のときと社会党内閣のときに、一体同じ選挙運営をおやりになる自信があるかどうか、私は自信の問題じゃなくて、客観的に同じ選挙はやれないかと思っております。ですから、そういう意味で、あくまで国は技術的な援助をするだけであって、選挙公営の名をかりて選挙運動そのものを制限するような傾向がもし少しでもあれば、それは私は望ましくないと考えます。

それから次の問題として選挙区制の問題ですけれども、私も木下さんと同じで、日本の場合には、多数政党制の現状からいって、小選挙区制はあまり望ましくないというふうに考えておりますが、いま一番大きな問題は、先ほどなたかちよつと触れましたが、定数を是正するという問題。この問題については、実に選挙区によって投票者数なり当選者が獲得する票の非常な差というものがある、農村の票と都会の票では、ほとんどその倍以上の価値の差があるというのが現状です。で、この点は先ほど参考人の方からイギリスの選挙区のことをお話しになりましたけれども、イギリスの一九三三年の選挙法改正で、それ以前に行なわれていた腐敗選挙が非常に減ったのは、私の見るところでは、日本流に言えば定数は正の問題で、要するに、人間もいないようなところからその土地を持つている人間が金で議員が選べた、そういう選

挙をなくして、新しくできた都市、その人口に比例するようにゆる選挙区を変えたあるいは定数を是正した、そういう問題があつて初めてイギリスの選挙というものはそこからだんだん公正な選挙がやれるようになってきたんじゃないかというふうには私は思っているんです。したがって、決して取り締まりをきびしくしたから選挙がうまくいくようになったんじゃないかと、合理的な選挙をやる基礎がこの三年の改正で確立した。私はいまの問題でも、選挙制度審議会でもたしかもう早くからこれは提案があると思うのですけれども、全く終戦直後につくった定数でもっていまに選挙をやっているというふうなことは、合理性がもう今日では少なくなつていっているような気がいたします。

で、最後に事前運動の問題については、私は選挙運動というものは、およそ自由に政党を基礎にして政治活動として行われるのが一番基礎だというふうな概念をいつてみて、私は実際には実効がないし、選挙の民主的な運営というたてまえからいえば望ましくない、もっと自由にやらせる、そしてそういう自由な政治活動を前提にした上で選挙期間中にするかということをおそれて加えて考えるべきではないか、選挙期間中はおよそ政治運動というものは、最初に言いましたように、公職選挙法もまた何か腹の中では政党なり政治というものを悪として見ているような、そういうにおいが感ぜられて私にははしかたがないわけです。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。

松本さん、時間わずかでございますが。
○松本賢一君 あまり時間ありませんので、簡単にもう一点お聞きをしますから、簡単にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

政党と個人の問題ですけれども、私のことばがちょっと悪かつたと思うので、政党の内部の問題

を言っているのではないので、政党は条件つきで加入するのですから、内部でどう縛られよう、これはしようがないということも言えるので、それは内部の問題は内部の問題でいろいろありませうけれども、それは別問題として、私が聞きたいのは、特に選挙法の問題とからんで、どうも政党に有利で個人に不利な選挙法というように改正の方向がだんだん進んでいくんじゃないか、特に比例代表制なんというものも、いままで考えられておる比例代表制では、個人が選挙運動できなくなつてしまふんじゃないかといつたような、政党をつくらなければならぬようなことになるんじゃないかといふようなことがあつて、それはいかにもどうも私どもの考え方からすると、ちょっと納得がいきかねる、そういう気持ちがありますので、その点もう一べんひとつ御説明いただきたいと思ひます。

それから選挙公営の問題ですが、これは私ども選挙する場合に、たいへん金がなくて——選挙運動が自由である、どんなことをやってもいいといふことは賛成なんです、趣旨としては賛成なんだけれども、さてそれじゃおまえ何をやってもいいということになつても、金がなかつたら何をやつてきないかということが実情なんです、だから何をやつてもいいかということを相当大幅に国が肩がわりをするという考え方、つまり貧乏人でも選挙は一人前にやれるということ、つまり縛るんではなくて、金の援助を、立候補する立候補者に対して国が選挙運動の援助をするという意味での公営ですね、そういうものはもっと大幅にやつていいんじゃないかということを考えているわけなんです。そういう点については、これは選挙は何をやつてもいいかといふことの中で、特に新しく出る人、それから事前運動については、これは選挙は何をやつてもいいかといふことの中で、特に新しく出る人、それで政党に加盟してない人という者が、これははっきりもう私は選挙に立つんだといふことを名のりをあげてやらなければ、これは運動にならないんで、そういう意味での事前運動といひますか、そういうことを取り上げてみたわけなんです。

これは必ずしもたいした問題じゃないといへばそういうことなんで、選挙運動が自由になれば何でもできるわけですから、そういうことでございませうので、時間もあまりないようございませうから、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(京極純一君) 松本先生のお話の第一点は、比例代表制になつた場合に、リストが提示されて、政党にまるとする形で投票をする。したがつて、有権者に提示されるリストのつくり方に問題があるというお話だと思ひます。これは比例代表制になりますと、そのときの政党の内部の幹部なり主流派によつてリストがつくられるのでありますから、どうしても政党の中の有利、不利が出ることはやむを得ないと思ひます。そして、それが有権者の側の個人選択ということと一致しないといふことも起り得ると思ひます。それが比例代表制、強制リスト制の比例代表制の場合の基本の難点の一つだと私は思ひます。その意味では個人名を投票するという制度にすぐれた点、少なくとも有権者の選択に直接できるという有利な点があると思つております。ですから比例代表制に個人選択をどうかみ合わせるかといふことをくふうしなければいけないんじゃないでしようか、もし比例代表制にする場合は。

第二点、時間がないようございませうが、選挙費用を公営にする、いまのお話ははっきり申しますと国庫で支出をする。つまり具体的に申しますと、大蔵省の主計官が、今度の衆議院選挙には候補者一人当たり何十万支出するということを査定をするといふことを具体的に意味すると思ひます。私は、選挙を官僚的な役人なり、同じことばであります、そういう人たちがコントロールするといふのは、これは私、議会政治として最も考えられないことじゃないかといふふうに思ひます。

○松本賢一君 私の言つておるのはそういうことではございませぬ。個人で予算を取るといふことじゃないんで。

○委員長(井川伊平君) 他の参考人御意見。

○参考人(木下広居君) 簡単に補足させていただきますが、松本先生のおっしゃつたのは、いまの選挙では政党のほうに便宜になるような規定になつていて、個人たる候補者は不利じゃないか、それが問題だといふようなお話じゃないかと思ひますが、そういうことはちよつと私は意見が違ふんですけれども、だんだん将来は、政党本位の選挙にならなければいけないし、またなるんだらうと思ひます。いままでは個人で後援会をつくつて、自分で方々からお金を集めてきて、運動員も雇つて自分で選挙する。つまり純粋な私営選挙です。これはもう衰えてまいりまして、とても財政的にも間に合はないと思ひます。ですから選挙の費用は政党が負担する、具体的にはその選挙区にあるところの政党の支部が財政的に負担をする。したがつて、候補者個人は原則として全然お金が要らないといふのがほんとうじゃないかと思ひます。そうすると政党に有利で、個人には不利だといふ、そういう問題は全然起こらない。まあ先進国等におきましては、ほとんど無所属議員といふのはありません。政党が選挙のやり方についても、また資金についても全責任を負つてやつていられるわけです。ですから候補者はちよつとも心配がないわけです。それからこの公営選挙については、国家が援助したらどうだといふお話でございませうけれども、これもやはり弊害があるんで、だれを一体候補者と認めるか。だれでもかれでも立候補しさえすれば国庫からある程度の援助があるといふことはとても考えられないことです。

○松本賢一君 そういう意味で言つたんじゃないかと思ひます。

○参考人(木下広居君) どうも誤解して失礼いたしました。

○参考人(長谷川正安君) 一点だけ。選挙の公営については、私はあくまで選挙を援助すべきものとしては認めるべきだ、そのためにはいまやつている公営の内容といふのは非常に貧困だから、それを充実して、このようにテレビが発達したときなら立候補した者にかなり妙な者がかりにいても、

かなりひんぱんにNHKなら無料で出させる。それから新聞を利用するか、ラジオを利用するか、そういう意味で立ち合い演説会というように固定された形だけじゃなくて、いまのものと国民に率直に訴えるような方法はどんだん使ってもいいんじゃないかという気がするんです。その場合には、やはりいまのマスコミというのは、かりに私企業でも社会的な役割が強いわけですから、私はそういう意味で選挙公営の内容をいままよりもっと充実させるという意味では賛成で、これは先ほど松本さんが言われた御趣旨は、決して官僚や役人がこの中に、内容にタッチしてくるという意味では全然ないと思うんです。そういう点でしたら、その点は賛成したいと思います。

○委員長(井川伊平君) ありがとうございます。○多田省吾君 私は、公明党の多田でございます。私達は少数政党のため非常に時間が制限されてきて、残念ながら十分分しか持ち時間がございませんので、本日は五人の参考人の方に全部お尋ねしたいのですが、やはり限られてしまふようで非常に申しわけないと思います。お忙しいところせっかくおいでくださって、またいろいろ貴重な参考意見を拝聴したわけでございますので、ほんとうはもっといろいろ時間をかけて質問したいんですが、非常に残念でございます。

また、安藤先生にまだ質問がございます。で、御質問いたしますけれども、先ほど安藤先生は、京都において非常にお金がかかったのじゃないか、こうおっしゃいました。私はそういう政治活動、政策活動のためのお金というのはたいしたことではないと思うんです。むしろ買収、供応のお金というのがひどいんじゃないか、こう思うんです。それで安藤先生は、都道府県選挙管理委員会連合会会長もやっていますし、今度第六次、第七次の選挙制度審議会の委員でもございましてよく御存じだと思いますが、この前行なわれた茨城の県会選挙におきましても、もうすでに投票日の前に十一名ほど逮捕されておるわけ

です。ほとんど買収です。ある候補のごときは候補者が逮捕されておる。また買収の現行犯として千円札を入れた封筒が八百枚も押収されておる、それだけでも八十万円。そのほか一票五千円とうわさされておる、それはほとんど残念ながら革新系の候補が立っておりましたので、保守系同士の争いの中で行なわれた選挙で、選挙が終わったところが二十人ばかりまた逮捕されておる、ほとんど買収。茨城県議会選挙は御存じのように、黒い霧解散で議長の選挙からんで五百万円の買収が行なわれたというように、八年前に黒い霧解散が行なわれた選挙でございまして、今回もやはり黒い霧議員が九人も出まされて、非常に残念な姿を見せておるわけです。ですから私は、安藤先生もおっしゃっておる買収を禁止するような、そういう方向にむしろお金のからまない選挙というふうに進むべきだ、このように思うわけでございます。どうかお考えになるか。

もう一点は、今度の法改正にあたって、自治大臣のお話では、意識調査してないんです。それから参議院の公職選挙法改正に関する特別委員会のメンバーで京都に現地調査に行ったときにも、各界の代表が自由に明瞭な選挙へ移行するための一つの過程として前向きにもっとみんなどらえておられて、その報告でも、今回の選挙においてはその性格が開放的で、買収、供応などは一件もなく、有権者の自覚を高め、政治意識を向上させたと、このように評価しているわけ

です。これはもう選挙管理委員会の方でそう言っているわけなんです。それなのに一方的に政府案というものは、自由化を制限するような法案を出しているんですね。安藤先生も御存じかと思えますが、もう一つのほうの統一選挙臨時特例法案というものが出されました。その中に、埼玉県

しを入れてみたんだということです。だから私はそういう面から見ても、この統一選挙臨時特例法案につきましても結局党利党略の法案じゃないか、こう思うわけです。ですから公職選挙法改正のこの法案につきましても、どうも与党のかつてな党利党略のための改悪案じゃないか、このように私たちが言わざるを得ない。それは証拠は幾つもありましても時間がありませぬので申し上げられませんが、しかも第五次選挙制度審議会の答申によつて昨年改正が行なわれたばかりなのに、第七次選挙制度審議会にもこれは第六次にもかけないでもう改正する、改悪するということは非常におかしいことではないかと、こう思うわけでございます。この点を安藤先生はどうお考えになるか、簡単にけっこうです。

○参考人(安藤真一君) ただいま多田先生からのお話に対してお答えいたします。

多田先生は私どもと同じように、審議会の委員でしかも先輩ですからよく御存じなんです、私申し上げるといことはどうかと思ひますが、時間がありませんので、ただいま買収、供応の問題が茨城の問題が突出してはなはだしくおぼつかない感じが、私は選挙の中で何と云っても一番悪いのは買収、供応だと考えております。買収、供応だけは何とかしてこれを選挙の世界から追放したい、このために何とかの方法を考えなきゃいかぬんじゃないかと思っております。そうして、いろいろこれまで考えましたところによりましては、結局、公職選挙法の改正によつて買収、供応を追放するということを考えざるを得ない

と、こういうふうな結論に到達しまして、公職選挙法の改正案を私のほうでは私なりにそういうものを考えております。これちょっと時間がかかりますので、もし時間があつたらあとで申し上げます。

次の、現在の法案、政府のほうで提案になつております提案に賛成か反対か、こういうことのお答えでございますが、これは私は賛成でございます。と申しますのは、何としてもこの間の京都の

選挙を見まして、これでは困ると、どうしてもこんなことではいかぬのだと、こういうふうな考えでおります。おっしゃるとおり京都では買収、供応はなかつたんじゃないかというふうな印象を受けております。京都で買収、供応がなくなったということは、あの両陣営が、候補者両陣営の選挙団体が、後援団体が非常にたくさんのお金を使われましたことだけは事実のとおり違いはないんだと思ひます。そういうふうな金を使われたんで買収や供応などもその中に含まれてしまつたんで、買収供応の独立した事件ではない、こういうふうな感じもするんです。もう非常にたくさん金が使われたためにそういう小さいものは吹っ飛んでしまつたんじゃないか、こういうふうな気もいたすわけでございます。そういうことで、とにかく現在の選挙中に政治活動をするということはどうももう一つ私どもとしましては感心しない、なるべくそれをやめていただきたいということが私の願ひでございます。

○多田省吾君 第七次選挙制度審議会委員になられた方でも、私は安藤先生あるいは柴野さん以外の方はほとんどみんなこの法案に反対だ、このように聞いているわけです。

また、第五次選挙制度審議会のメンバーであられた木下先生にお尋ねしたのでございますが、第五次選挙制度審議会の答申には、「政党本位の選挙においては、言論、文書による選挙運動は、選挙運動の最も本来的なものである」として選挙運動が公正に行なわれるための最小限度の規制を除き、自由化すべきこと」と、このようになっています。また具体的にいろいろ提案があつたわけでございます。で、昨年の六月におきましてその一部を取り入れて若干の自由化をしたにすぎないわけでございます。その若干の自由化したものすら今回は後退しているわけです。非常にこれは遺憾だと思ひます。ですから第一点は、先生に、この第五次選挙制度審議会のこの政党活動の自由化についての空気が、そういつたものもお聞かせ願ひたいし、また、私たちは、政党討論会と

か立ち会い演説会のテレビによる徹底的な実施とか、第三者主催の演説会、座談会あるいは戸別訪問はもう全部これは自由化していただきたいけれども、特に政界の戸別訪問くらいはますますでも許していいんじゃないか、あるいは文書、言論の自由化をさらに進めると徹底させるということ、これを今さらに進めるものだったならばこれはいいと思うのですよ。いままでの日本の選挙法の歴史というものは全部この政党活動の自由というものを束縛する方向で来たわけです。ですからそれを自由化する方向で、先生のおっしゃるような選挙はお祭りである、自由闊達であり楽しいものであるべきである、そういう趣旨に私は沿うんじゃないかと、こう思います、いかがですか。

それから第二点は、私も先ほど渡辺参考人がおっしゃったように、先生の「イギリス議会」という本を何べんも読みまして非常に感激した者でございますが、特にあの買収、供応選挙をなくすために買収防止法、あるいは高等裁判所に選挙裁判官二名をつくらせて、そしてもう二週間ほどで買収候補は当選してももうこれを落選せしめていく、しかもかわりの当選人をきめるというやり方、こういった買収、供応の選挙を是正する方面なら私はどんどんと法改正もよろしいんじゃないかと、このように思いますけれども、残念ながらいまの改正案というものが毎年行なわれておりますけれども、規制する方向ばかりに法改正が行なわれて、しかも買収、供応選挙に對しましては、参議院選挙等におきましてはやっとな違反を犯して、そして最高裁判所によっていわゆる罪になった、それが七年かかった。ですからもう二回目の選挙にもうその本人が当選していったというように、おおよそ考えられないような事態も日本においては起こっておるわけでございませぬ。こういった点を考えまして、私は買収、供応選挙をなくす方向の改正案はどんどんすべきでありますけれども、このような政党活動の自由化あるいは政策活動の自由化を束縛するような改悪案

は一切なすべきではない、このように考えるわけでございませぬが、この点についてさらに明確にひとつ御意見を拝聴したい。

○委員長(井川伊平君) 木下参考人にお願ひしませぬ。

○参考人(木下広居君) 時間の関係で簡単に申し上げます。

私、第五次選挙制度審議会におきまして、戸別訪問を自由化することをお願いし繰り返し主張いたしました。しかし、これに對しましては、自民党の特別委員の一部から、それは先進国ならいいけれども、日本ではとてもだめだ。戸別訪問をするという名目で実は買収して歩くからいけないんだというふうなお話がありました。非常に残念である。アメリカでもイギリスでもフランスでもドイツでも戸別訪問ということが、これが選挙運動のおもなものであります。それで、運動員なりあるいは候補者が選挙民と直接議論いたしまして、自分の政策を納得してもらおう。納得してもらったら投票してくれる。全然接触間には上げませんし、水一ぱい飲ませません。全くきれいなものです。こういうことは、私は日本でもできると思うんです。それを過去のイメージが残っていて、直接選挙民と接触させるならば必ず買収が行なわれる。そういうことで、こういう戸別訪問という一番大事な政治教育の機会を日本ではのがしているわけです。それから政党活動でもそうです。もうあらゆる政党活動というものが自由でなければいけない。日本だけです、こういうものを制限しているのは、たとえば演説の回数、制限をするとか、あるいはピラの枚数とか、あるいはあらゆる制限を加えている。これは結局、警察がこれを取り締まりまして、任意に検挙している。だれを検挙するか、どういうときに検挙するか、そういうことはもう警察が任意に決定することです。ですから警察というものを人民が非常におびえて、こわがっているんです、選挙のときには特に。これは私は後進国家の姿だろうと思っております。そのためにかえって買収、供応とい

うものはお留守になってしまふ。こういう調査は非常に力を入れてなならないという結果になっておりますから、ぜひともこの警察の取り締まりあるいは政党活動の制限というものは一切撤廃していただくという方向に、徐々にでありまして進めていただきたいと思っております。その点で今度の改正案は逆行している、時代錯誤であると私は考えている次第であります。

○岩間正男君 共産党の岩間です。時間がございませぬのでまあとめてお聞きしたいと思っております。

まず第一に安藤参考人にお伺ひしますが、ピラ、バッジ、シンボル、マーク、こういうもので非常に京都の選挙は行き過ぎがあった。こういうお話で、この法案は必要だというふうなことをさっきお述べになったんですが、まああなたは都道府県の選挙の連合会長でもございませぬから、さらにはまた第七次選挙制度審議会の委員もされ、そういうお役目柄当然その後京都の選挙をお調べになつていらつしやるんだらうと思つておすね。これはどういふふうになっていきますか。まあ、この六月に当委員会の調査班が参りました、各党から全部これは参りました。その報告書が当委員会に報告されているわけですね。その報告書に私たちが読んだわけですけれども、その報告書によりまして、ほとんどこの参考人は、この選挙は騒がしいところもあつたが非常に選挙意識の高揚が立った。ことに農村婦人の選挙意識の高揚が立った。こういうふうな言っているわけですね。当委員会の結論として、この選挙は非常に明るくて、買収供応——先ほどお話しのように、買収、供応は一つもなかった。さらに有権者意識も非常に高揚した。選挙意識が高まった。こういうことを当委員会としても、これは結論的に報告されております。私はまあそういう中で、実はその後それから、あれから八カ月たつていますが、どういふふう

に京都は動いているのか。ここが非常にこの法案と関連して必要だというふうな考えているわけ

す。

ところが最近、十二月十一日でございますから、これはもうごらんになったと思つてますが、毎日新聞の記者がスクープをしているわけですね。このスクープの中で京都の選挙について次のように言っているんです。「京都府の場合、十一月末までに計二十の地方選挙があつたが、買収事件として検査されたケースは一件もない。府選管は「金で票を買う時代は終わった」と誇らかにいうが、同知事選でみるように保守、革新の対決がするどく、組織をあげて戦う選挙となると買収、供

敗因につながるようだ。」というふうな京都の選挙管理委員会はこれは語っているわけですね。そうしますと、あの選挙はいろいろ行き過ぎとかなんとか言われましたが、たいへん選挙の本筋の方向に前向きな姿勢をとつて、しかも望ましい方向に動いておるのだというふうには考えざるを得ないと思つておすね。この点をどういふふう

に把握しておられますか。この点を先ほどのお話とあわせてお聞きをいたしたい。

それから第二には、渡辺参考人にお伺ひしたいと思つておすね。これはまあ金がかかる、非常に金がかかるというところが問題になつた。しかし、まあ先ほどから話がありますように、まあ結局金がかかる。その原因というのは買収、供応だ。しかも買収、供応ほど選挙にとつてこれは悪質な犯罪はないと、こういうふうな思つておすね。結局今度のピラとか演説回数とかこういうものを制限しますと、当然これは横道のほうに流れて、買収、供応のほうに金が動く。ある意味ではです、これはやはり自由化の方向にちよつと動いてみたがどうもうまくなかつた。それでまたもとのほうに戻つてしまつて、そうして買収、供応が根深くこれはやはり行なわれておりますよ、依然として。これは政治資金を見ればわかること。この前の選挙を見ましてもこれはもう公式に流れた金だけでも三十数億円だ。実際はこの五

用を何倍もこれは上回っておる。そうして実はこの三百以上の議席というのはこれは取られていく。その背景というのは非常にあると思うのです。そうしますと私は、むしろさっきの京都の結果、この毎日新聞の記者のスクープとも関連して、ほんとうにこの金のかからない方向に持っていくには、やはり選挙の自由化、そうしてほんとうに意識が高揚して、みなそれぞれ積極的に参加していく方向こそがこれは望ましいんじゃないか。だからこの法案が非常に制限の方向にまた後退しております。こういうことになれば、あなたの御趣旨にもこれは合わない。結局これは金がかかる。そういうふうな方向だと思いますが、この点についてどうお考えになりますか、お聞きしたいと思います。

それから第三には木下参考人にお伺いたすんであります。

○委員長(井川伊平君) ちよつといま……

○岩間正男君 それでは長谷川参考人にお伺いたします。まあピラの問題について先ほどお話がございましたが、これは法律的にはどうもよくわからない。常識的にはピラを制限するというようなものですけれども、実際にこれは実行の面ではたいへんだというお話がございました。第一に大きさがどうなる、それから活字の大きさは一体どうなる。しかも数量には制限がないわけですね。そうしますと、結局一地方だけでは刷ることができないというように。そうすれば東京で刷って九州で刷って大阪で刷るとことが起こる。そうすると、選挙としてこれを一体一つのピラだかどうかということ判断することは、これはたいへんな仕事になる。確認のことが先ほどございましたが、確認の面から見たら行政上たいへんなものになると思うのです。しかももう内容についてどういうふうなこういうものをほんとうに確認していくのか。これはたいへんな問題が起こってくると思います。それからもう一つの問題でも、この三種類のピラを使ったあとに、今度茨城の選挙でもたいへんなことが起こっ

ておるんですけれども、とんでもないところから黒い霧が、全く発行人の不明のようなピラが大量に出される。京都でもそういうことがございまして。これは京都でハイジャックの問題がありまして直後に、この赤軍派というのは共産党の別派だというふうな、そういうようなことを田中幹事長によって宣伝されて、しかも大量のピラがまわった、そういうことが、幸いあるときは中盤戦で起こったからこれに反撃もできた、ところが今度の場合は、それが起こった場合には手が出ない。これはどういうふうにしてこのようなピラを、しかもこれは地裁でも仮執行を命じてこのピラを差し押さざるを得ない、告訴によって、こういう結果になった。この反社会的な事実というものをどういうふうにするかという、これは今度のやり方では絶対そういう方法はない。もう一つは、政策論をやつてこれに対してまたかみ合う、またこれに対して出す、そこにこそ政策の発展があり政治意識の高揚がある。ところが、だいたい選挙戦というのは、これは政治運動の中で最大の機会だ、こういうわけています。民主主義を真に大きく前進させる最大の機会だと言われているわけです。そういうふうに使わなければ、選挙というものはこれは意味がないだろうと私たちは考えておるわけです。そういう点からしますと、非常に、これは印刷するにしても何か月前かに刷らなければなりません。かりに一千万枚もまくということになると、参議院選挙なんか全国にまくわけですから、同じものを三種類しか、中央で刷ったのしかまくことができない。そうしますと、地域政策という問題がございまして。これは民主主義の原則からいえば当然地域の要求を取り上げてそれにこたえる、そしてその中でほんとうにやはり地域との結びつきというのには絶対に必要だと思つて、これがたいへん重要なことだと思つておる。

おるんですけれども、とんでもないところから黒い霧が、全く発行人の不明のようなピラが大量に出される。京都でもそういうことがございまして。これは京都でハイジャックの問題がありまして直後に、この赤軍派というのは共産党の別派だというふうな、そういうようなことを田中幹事長によって宣伝されて、しかも大量のピラがまわった、そういうことが、幸いあるときは中盤戦で起こったからこれに反撃もできた、ところが今度の場合は、それが起こった場合には手が出ない。これはどういうふうにしてこのようなピラを、しかもこれは地裁でも仮執行を命じてこのピラを差し押さざるを得ない、告訴によって、こういう結果になった。この反社会的な事実というものをどういうふうにするかという、これは今度のやり方では絶対そういう方法はない。もう一つは、政策論をやつてこれに対してまたかみ合う、またこれに対して出す、そこにこそ政策の発展があり政治意識の高揚がある。ところが、だいたい選挙戦というのは、これは政治運動の中で最大の機会だ、こういうわけています。民主主義を真に大きく前進させる最大の機会だと言われているわけです。そういうふうに使わなければ、選挙というものはこれは意味がないだろうと私たちは考えておるわけです。そういう点からしますと、非常に、これは印刷するにしても何か月前かに刷らなければなりません。かりに一千万枚もまくということになると、参議院選挙なんか全国にまくわけですから、同じものを三種類しか、中央で刷ったのしかまくことができない。そうしますと、地域政策という問題がございまして。これは民主主義の原則からいえば当然地域の要求を取り上げてそれにこたえる、そしてその中でほんとうにやはり地域との結びつきというのには絶対に必要だと思つて、これがたいへん重要なことだと思つておる。

の精神を実現するために最大のこれは公選法というのにはそういう意味では重大な問題だと、議会制民主主義の中では全く重大だというお話がございましたが、この具体的な案は、今度の法案ではこのピラや機関紙のこういう規制にはつきりあらわれているのじゃないかと思つておる。この点をお聞かせ願ひたい。

それから第四には木下参考人にお伺いするのがあります。アメリカやそれから西欧の例について先ほど来お話がございました。こういうようなピラとか演説回数制限が全然ない、こういうお話がございました。全くこれは当然私たちはその道を行かなければならぬ、こう考えているわけですが、しかし、そういうことによって何か弊害が実際に起こっているのか、私はこの法案を検討する上において——この自由化はいわば第一歩を踏み出したわけですが、これは朝日新聞の社説なんかはつきりいつておられます。とにかく半歩踏み出したばかりでまだ一年もたないんじゃないか。それから引き返してそういう今度の朝令暮改的な改正をやるといふことは国会の権威にもかかわる、こういうことは全く反対だといつて朝日新聞だけでなく、毎日も、それからこれは東京新聞も、読売も、大新聞はみんなこれは反対しておるのです。そういう点から考えますと、私たちはこの問題を決定するのに、このような諸外国の例というのは非常に参考になると思つておる。この点についてお聞かせ願ひたいと思つておる。

非常な時間が少ないものですからまとめて各先生にお伺いして申しわけございませんが、よろしくお知らせを願ひたい。この点についてよろしくお願ひいたします。

○委員長(井川伊平君) 参考人の皆さま、時間が御承知のような関係になっていきますので、どうぞお合みの上、適当によりしくお願ひ申し上げたいと思つておる。

○参考人(木下広居君) もう時間をかけませんが、いま岩間先生の御質問の中で演説回数を制限しない、アメリカやイギリスのやり方は弊害が

何かあるかとおっしゃいましたが、全然ございせん。せん。

○参考人(安藤真一君) 先ほど申し上げましたのですが、実はこれは時間がありませんから長くよう言ひませぬけれども、選挙の自由、それから政党本位の選挙、こういうことが最近の問題になつておまして、だんだんそれが常識化しております。私もそれはそうだと思つておるが、選挙の自由が常識のようになりましてことには私どもの責任があると、私は実は考えております。それは選挙のたびごとにどうもあれもいかに、これもいかにというふうなことを言ひ出すのは、私どもの団体なんぞでございます。そういうことが漸次法制化して、今日の公職選挙法ができておると思つておる。だからしてそれを選挙の自由という名でそれをすぼつと一度に開放しようというところは、私どもはどうもよう賛成いたしません。ただ一つ一つ、どうも規制をこの規制はどうだろう、これは解除していいかというふうな問題になつて、初めてそこでそれは解除してもいいか悪いかという判断がしたいというわけでございます。したがつて、選挙を自由にするという意味で、抜本的な改正ということにはどうも私は賛成できないのであります。私どものこの選挙管理、執行に立ち会つておる者として、私だけでなくみんなそういうふうなことを考えておるのだから、私さように考えております。

○参考人(渡辺年之助君) 私に対する御質問は、おまえは金がかかり過ぎると言つたが、もし金をかけないようになると現実には買収や供託に金がかつておるのだから、文書活動を制限したらかえつてそのほうに金がよけいにかつて、かえつて選挙が腐敗するのじゃないか、おまえの言うことは逆じゃないかというように聞かされたのであります。私は第一に金がかかり過ぎるといふことは、先ほど申し上げましたように、財力や資力の十分ある者でなければ戦えないということになるわけでございますから、その意味において選挙の公正を欠く結果になるということが、私の金が

かかり過ぎることに対する反対の第一なんです。第二は、その結果は、国民が議会政治に対して不信感を持つようになることをおそれるのです。これが私の第二のあれです。

それからもう一つは、先ほど何か規制をするところ取り締まりが強化されて選挙が非常に暗くなる、自由にしておくとお祭りみたいになって非常に明朗になる、こういうお話がございましたが、私は金をかけなくとも明るい選挙はできると思うのであります。私事を申し上げてはなはだ恐縮なんでしょう、私は安部磯雄先生の選挙事務局長を命ぜられて、当時千円で選挙をやれ、当時はやはり九千円くらいが法定費用でございましたけれども、大体当時われわれが既成政党と言っていた方面では法定費用の十倍くらいお使いになって当選しておられました。当時の無産政党の諸君でも、法定費用の二倍は使わなければ当選しなかつたのです。そのとき選挙を千円でやれといわれまして、困りましていろいろ計算しましたが、どうしてもやはり千五百円はかかるので、千五百円を了承して承らうって選挙をやりました。決して暗黒な選挙ではなく、非常に明るい明らかな選挙で、ちゃんと千四百何十円であげました。だから私は、何も金をかけなければ暗くなるというふうな、金さえたくさん使えば明るい選挙になるというものではない。金を使わなくとも、選挙のやり方をお互いにもう少しお考えになったら幾らでも明るい選挙はやれるのだと思つてます。

それから文書活動は、差しつかえはもちろんないでしょう。私も先ほどあまり規制することは賛成ではないと申し上げましたが、そのとおりであります。岩間先生は京都の成果だと思つておりましたが、そういう点も確かにあつたと思つておりました。しかし、当時の私ここに新聞を持っておりませんが、新聞報道によりますと、全く情報公書、選挙公書だと新聞は伝えておりますし、府民の声としてそれを伝えておられます。だからやはりこういうことにはいい半面もあつたかもしらぬが、悪

いことが多かつたからやはり考慮をしなければならぬのではないかと思つてます。

以上をもつて、私のあれにかえします。

○参考人(長谷川正安君) 私に御質問のあつた点で申しますと、私は、ビラの種類を二つあるは三つに制限するということについては、先ほど申しましたように、制限すること自体に問題があるのと、制限することが非常に困難だということの先ほど意見で述べましたが、その結果こういう事態が、私は法律家として予想されるのですけれども、起るんじゃないかと思つてます。

一つは、自治大臣なり地方の選挙にこれは届け出制になっておりますけれども、届け出をめぐって、一体この届け出というのはどういう意味を持つておられるのかということが必ず問題になると思つてます。これはいままでほかで届け出制になつておるものでもって、届け出制というのは置いてくればいんだというふうには決して日本の行政機関では実施しておりません。必ずそのときに内容なりその他いろいろな諸般のことが問題になります。ですから届け出制というところが必ず問題が起るであらう。

それからもう一つは、こういうふうな制限しておきますと、まじめに法律どおりに選挙をやるうとする人は一番迷惑を受けて、先ほどちよつとお触れになりましたけれども、必ず怪文書かあるいは怪しげなビラがたたくさん出るだらうと思つてます。それは予想でして、私は自分で出すつもりはございませんけれども、必ずそういうものが出てくる。そうすると、そういうものは取り締まりに非常に時間がかかるし実際には取り締まりができません。そうすると結局はまじめにやつておる者がばかを見て、怪しげな文書を初めから出すつもりで文書を出している人間が結局は選挙民に一番言いたいことを言うという結果になるのではないかと思つてます。ですから、こういう法律は一見すると、何か種類を制限していわゆる先ほどの公書をなくしたというふうな印象を与えるかもしれませぬけれども、あれを公書と感ずるかどうかは、あ

れは選挙戦ですから負けた人は公書だと思つてしようし、勝つた人はあれがいいと思つし、そんな政党に属して選挙をやつた人の評価というものは私はあんまり当てにならない。私はむしろ結果として何が起つておるかということが問題なんで、それは先ほど私が言った愛知県府の三十何%に比べて七十何%という、少なくとも府民が選挙に関心を持つて投票所に行つたという事実が私は非常に大切だと思つし、それであれば、今度選挙をおやりになる場合にも怪文書が出てみんなが投票所に行くのがこわくなるような選挙にはしてほしくないというのが私の感じでございます。必ずそういうことが起る、これは予測でまことに申しわけありませんけれども、その責任はこの法律をつくつた人にあると思つてます。

○委員長(井川伊平君) これにて参考人に対する質疑を終了いたします。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。本日は、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本審査のため貴重な御意見をお伺いすることができましたことを厚くお礼申し上げます。なお、時間の都合等にて御不満の点多々あつたと思つてますが、御寛容のほどお願いを申し上げます。ありがとうございました。

これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(井川伊平君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を再開いたします。まず委員の異動について報告いたします。本日、山本敬三郎君が委員を辞任され、その補欠として谷口慶吉君が選任されました。

○委員長(井川伊平君) 公職選挙法の一部を改正する法律案及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を一括議題とし、これより質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 午前中、参考人の方々の意見を取りまとめ聞いてみますと、従前の改正までの、審議会の経過を経てその取りまとめをした段階までのいろいろな議論と、ほぼその内容を一にしておつたように承知をいたしましたわけでありました。したがって、一昨日も私質問をいたしましたように、まず第一は、この法改正に持つてくるまでの間に、具体的には経験少ない、いわゆる改正法の施行されてからまだ日の浅い段階で一つか二つの例を中心とした改正案というものは、いかにも今日の改正が無理であるという、そういう印象を非常に強くいたしましたわけでありました。そういう中にも、私ども非常に心配いたしましたことは、これに規定されている条文の文言が、どうにでもとれる解釈規定で、そういう点が多々指摘をされておるわけでありました。そういうあいまいな字句を残しておくことは、これは言つてみますと、ルーズになる反面、きわめてきびしい解釈に基づいて必要以上の取り締まりが行なわれるという、非常に幅の広い結果になるわけでありまして、これを条文上見て、ただ良識的にこういうことなんだな、こういうふうな理解しては非常に危険が伴うというふうな問題が多々出てきておるわけでありました。その中で、先般いろいろの論議をいたしました、ある程度部長のほうからも答弁のされまいたはしますので、これは明確にしておいていただきたいと思つてます。

まだペンディングになっております問題は、公に認められたビラを頒布するの、戸をあげて頒布をしたら戸別訪問かどうか、戸をあげただけです。それから、戸をあげてこのビラを読んでも、だいたいという時点で戸別訪問か。これは明確にされておられませんので、相手側が出てこないで、戸をあけて入れました段階では戸別訪問は成立しない、いわゆる意思を伝えておられませんので戸別訪

問とは考えない、こういうふうには私は考えますけれども、これは一切戸をあけた時点から戸別訪問と判断するかどうか。これはどうですか。見解として明らかにしていただけないか。いままでの条文からいけば、戸をあけてビラを入れたことが戸別訪問というふうには解釈されておるようですが、私も、私はその時点はまだ戸別訪問は成立しない、相手側から、何でしようかと言つて出てきて、ビラを手渡しして、よろしく見てくださいとか、よく読んでくださいとか、こういった時点から戸別訪問の一つの要件が成立すると判断をいたしますが、これは取り締まり当局の一つの範疇にも該当することですから、これは明らかにしていただきたい。これが第一点であります。

それから第二点目は、一昨日でだいぶ明らかになりましたが、一つは、種類を「三種類」としたことが、枚数を制限をしなかつたという問題があります。ことに指摘されたのは、「三種類」の種類は一体何か。色別なのか、内容別なのかです。それとも形別なのか。いろいろな種類の選択の方法というものはたくさんあるわけですが、一種種類とは何か、これをはっきりしておいていただきたいというふうに思います。そうしませんと、三種類ということとは、たとえば選挙が一日から始まって、三日ごろにある程度の頒布をしました、十日ごろに頒布をいたしました、二十日ごろに頒布をいたしましたという、いわゆる三回に分けて全枚数が頒布されるというのでは私はないと思います。随時、持ち出しの人的要素とか、あるいは印刷の都合とか、あるいはその地域の選挙の事情とか、いろいろに区分けをされて頒布をされてくるだろうと思つておるのです。そういうふうな点で、枚数を制限しておられませんから、何回配られても、あるいは一軒に何枚いきましても、これは問題ないと思つておるのですが、種類別というのはこれはどういふ問題になつておるのか。この点一つ明らかにしておいていただきたい。こういうふうには思います。

それから選挙費用の問題ですが、一体、新国調

の結果から非常にアンバランスが生まれてくることと考えられます。たとえいままで法定費用幾らであったものが、人口増によって幾らになるという意味での選挙費用の問題が一つあります。もう一つは、物価の値上がりに伴うところの法定費用というものが、当然これは増額されてくるという問題もありません。さらには、法定費用をきめておいて、その届け出をした額よりか、その選挙を中心として使われた、いわゆる確認団体、あるいは政党の費用が数倍あるいは数十倍に増額されるという問題について、これは費用としては妥当な費用かどうか、こういう問題があるわけですが、法定上は、車一台しか使われておらないのに、その期間に集中して数十台の車が出てくるというの、これはいまの選挙費用も同じでありますけれども、法の私は矛盾であろうというふうには思つておる。これを妥当な形にするための考え方というものがあつていいと思つておる。その点まで今度は第七次の問題としてひとつ提起されるかどうか、これはいろいろあるわけですが、この前も申し上げましたけれども、ビラの問題では地方紙が通常十萬とか十五萬しか刷つておらないのに、一時期に数十萬刷つて頒布されるが、これは一体いわたる拡張のための一部増刷をした新聞と見なすのか、それとも選挙のための、非合法を合法化した便法と見なすのか。これは違反なのか、違反でないのか。こういう問題があると思つておるのです。それから、この前赤澤自治大臣にも私質問いたしました。たとえば日比谷公会堂で演説会をするのを、これを二十三区、三多摩を含めて、くまなく張られているあの事前活動は、これは一体何に、政党活動に該当するのか、それとも全く選挙のための運動としてこれをとらえるのか、この点も全く野放図にされておる。結果的にいいますと、金のある者は全く制限なしに運動ができるが、金のない者はその運動ができないという、そういう意味での不公平というものは存在しないかどうか、こんな点はどうするかという問題等、

現行、いわば解釈としてはどう取つたらいいのか

というあいまいな字句や、一切の行なつた行動についても、きわめて私どもとしては公正な、公平な選挙運動を阻害するような事実や、こういうものがたくさんあるわけですが、その取り扱ひについてはどういふふうにしていくか。これは私どもとしては非常に重要な問題です。どう取り扱ひかを明らかにしていただきたいと思つておる。私は、要は政党間がお互いに話し合つて、これらの問題が公正な、しかも妥当なことで、抜けがけやら何かをしないでやられるということは、これは一番望むべきことですが、現状それはおそろしく不可能なことだらうと思つておる。ですから、そういう不可能なことを可能にする範疇ですね、良識的にその範疇は、私は第七次の選挙制度審議会で十分論議すべき問題ではないだろうか。こういうふうには思つておる。この点の事務当局との検討をお願いいたします。かように思つておる。

質問の最後の項目は、この改正の中に不在者投票に伴うところの取り扱ひが手続上簡素化されたということになつておる。先般も申し上げましたが、在外に在任する人たちの公民権は一体どうやって守るのかという問題があるわけですが、これは今度は触れられておらないようです。しかし、国内に於いて一時的に所得を得る場所を變えたという、そういうやむにやまざる事情の人については、これは最大の便宜をはかつて投票の権利というものは守るべきだと、かように思つておる。これについては自治省としての手続といいますが、これについての自治省としての手続といいますが、法文からいえば、これは条例になるのか、政令になるのか、その点の緩和策、手続上の簡素化、この点をどうされるかですね、明らかにしていただきたい、かように思つておる。さらに重ねて質問するかもわかりませんが、質問の項目は以上でございます。

○政府委員(中村啓一君) 横川先生から七点にわたつてお話ございましたが、お話にございましたように、今回提案をいたしておりますような政党活動にかかわる問題については、ほんとうは政党間のお話し合いで協定をされていくのが望ましいのではないかという御指摘につきましては、私ども問題のあるいは本質としては仰せのとおりかと存じます。しかし、現状におきましては、やはり単なる協定ということよりも、法律という形でそれを明らかにすべきだということに関係者の御意向が落ちつきましたので、今回提案をいたしたような次第なのでございます。で、まず第一点にお話のありました点は、政治活動用ビラの頒布の問題でございますが、これは今回の改正とは直接かかわるところではございませんが、かねてから横川先生が御指摘をされ、私どももお教えを受けまして、関係方面とも連絡をとつて従来研究をしてきたところでございます。で、各戸に政治活動用ビラを配るといふ場合に、どういふ段階になれば戸別訪問という規制の制約を受けるかという点でございますが、先日申し上げましたように、各戸の郵便受けに配布をして回るとか、あるいは街頭で通行人に手渡しとか、あるいは新聞その他で各戸に折り返し配布をするというふうな点は、当然に戸別訪問という形には当たらない。戸別訪問というためには、やはり各戸に訪問をいたしまして、先ほど先生から、戸をあけるだけでそのビラの頒布が戸別訪問になるのかという仰せでありましたが、私どもも取り締まり当局と思想統一をしておりますのは、各戸に訪問をし、居住者に面接を求めて配布をするというのが戸別訪問にきつめて当たるとおそれが多いということで、統一見解をいたしておるわけでございます。したがういふだけでは、いわゆる戸別訪問という構成要件に当たるとは言いかねると存じます。これは何回かにわたつて横川委員から御指摘を受けたところに基づいて、重ねて取り締まり当局と思想統一した結果であります。

第二点にお話のありましたのは、今回提案しております改正法の構成要件に直接かかわる問題であります。今回、政治活動用ビラの選挙運動期間中だけの問題であります。その頒布につきま

ぎいます。そこでどういふスタンダードで二種類とか二種類とかという種類をきめるのかということとでございしますが、これにつきまして私どもは、そもそも政治活動用ビラの頒布について種類の点で限度を設けるのはいかどかという点につきまして、とても大いに議論のあったところでありまして、むしろ頒布のやり方を研究したほうが、いわゆる大量物量作戦というような形で枚数の制限のない形よりも好ましいのではないかという議論も横川先生仰せのように確かにあったところでありまして、しかし、結論としては、枚数ということになります。またその確認ということがたいへんなことになりますので、ひとつ種類の制限で、この種類というものはやはり内容と、それから表現形式の同一であるかどうかという点で判断をしようということに皆さん方の話が大体まとまりましたように存じておりますので、事務局といたしまして、関係方面と連絡をとって対応していきたいと存じております。したがって、内容並びに表現形式の同一性を論ずるわけでありまして、横川先生からお話がありました、用紙が違つたらどうか、あるいは印刷の色が違つたらどうか、あるいは若干大きさが違つたらどうかという点につきましては、ビラの同一性に影響を与えるものではないかというふうな考えをよるのじやないかと思つてお話をさせていただきます。

三番目にお話のありましたのは、現在の公選法で定められております法定選挙費用の問題であります。これにつきましては、お話しのように、新しい国勢調査人口も出てまいることではあります、したがって、それと関連するところが多分にあるわけでありまして、現在の法定費用につきましては、いわゆる有権者数を基準にいたしているわけでありまして、そこでお話にもありましたが、その後におきます物価の推移もございまして、また、有権者の動きというものもある程度流動的であるわけでありまして、そういう点を考え合わせまして適当な機会に選挙運動費用について御

検討いただくということにつきましては、私ども具体的研究を開始しなければならぬというふうな存じているわけでありまして、それから、それに関連していろいろお話のありました、政党が選挙の際に御批判、これは私どもも横川先生と問題意識におきまして共通いたす面がかなりございまして、また、私どもと申しますよりは、実は今回の改正案を具体的に関係者の間で御議論をいただきました際にも、横川先生御指摘のように、問題は単に十日とか二十日という選挙運動期間の問題よりは、その前に、あるいはそれに接近して選挙運動期間に入らない有効な時期に、非常にたくさん車が動員をされたり、あるいは機関紙という形でたいへんな文書がまかれるという事態もございまして、したがって、むしろ問題は、単に選挙運動期間中に限らないで、選挙運動期間が正式にオープンする前の、いわゆる選挙のあり方について問題ではないかという議論はございまして、横川先生も仰せのように、むしろ本質的に政党の平生のあり方というように、むしろかかる大事な問題ではないかと思つて、これは急いで結論を出すということではなしに、あるいは近く発足をする審議会等ではんとうの政党のあり方というふうなものをめぐつての議論にまかしていかかろうかというふうな形になったと存じておるわけでございます。

したがって、先ほどお話のありましたように、私どもは、事務局といたしまして、第七次選挙制度審議会では、そういう政党活動につきましても、これからの好ましいあり方という点については、ぜひ御議論をいただきたい課題の一つであるというふうな存じます。積極的に、資料その他につきましても、整えられるものは整えて御検討をわすらわしいものだというふうな考へておるところでございます。

題でございまして、これにつきましては、今回かなり思い切つていままでの不在者投票の簡素化をいたしたいということで御提案を申し上げておるところでございます。その詳細につきましては、また必要がありましたらあらためて申し上げることといたしまして、特に横川先生からかねて宿題として言われておりました在外居留の日本人、これらの方々の投票権の行使の確保の問題につきましても、現在の検討段階はどうかということでございますが、私どもも御指摘のとおり、やはり現在投票制度でかかえております一つの宿題であると思つております。この段階は、一つは、海外にずつと行つていらつしやるわけでありまして、いわゆる生活の本拠というものが外国にあって日本にないということから、いまの制度では選挙人名簿に登録のしようがないという点がございまして、もう一つは、具体的に不在者投票をやる場所、施設あるいは管理者をどうすべきかという点がございまして、しかし、この点については、私どもは現在前向きな形で検討をすべきだということと議論をいたしておるところであります、たとえば名簿の登録地は東京なら東京に法律上推定をして、そういう一種の生活の本拠はない、したがって、日本に住所はないけれども、選挙権はあるというふうな形の制度化というふうな点を考へるとすれば可能であるかと思つております。

また、投票のやり方等につきましても、在外公館というふうなものをごまごまで利用できるものか。これらにつきましても、積極的に関係方面とお打ち合わせをして対処をしたい。

まあいざいざ、これらの点につきましては、立法形式までお尋ねがございましたが、そこまですべて詰めておられません、いざいざにしまして問題点はぜひ解決をしたいという方向で対処していきたいというふうな存じておるわけでございます。

に出されるわけですか。その点どうですか。

○政府委員(中村啓一君) 不在者投票の簡素化の具体的な手続は、仰せのように政令でやらしていただきたいと思つております。今回それに必要な政令委任の法律上の手当てを改正案としてはお願いをいたしておるわけでございます。

具体的に直したいと思つております第一点は、いまの不在者投票は、いわゆる証明書制度をとつておりますので、どこかへ旅行をする場合にも、必ず町村長の証明書がないと、旅行をするという事実が証明されない。したがって、不在者投票用紙の交付ができないという仕組みになっております。それらはやはりいかにも、現在の社会情勢において、いかに不在者投票は当日投票の例外とはいへば煩瑣あるいは複雑に過ぎるのではないかと存じまして、それらの証明書を宣誓書という形に切りかえさしていただきたいというのが一つであります。

それからいま一つは、特に最近出かせぎ等で、かなり生活の本拠でありますところから遠くに離れて、しかも長期に働きに出られるという例がありますので、それらの方々が容易に不在者投票ができますような道を講じたいというのが内容でございます。

で、これらの政令につきましては、法律と同時に施行をいたすような形にお願いをしたいというふうな存じておるわけでございますので、私どももお願いをいたしまして、この改正法がきょう通していただけたらと思つておるわけでありまして、機会に公布をしまして、そうしてそれから三十日を経過した日から施行になる、政令の施行もそれにか月を経過した日から施行になる。政令の施行もそれに合わせるような運びにお願いをしたいというふうな存じておるわけでございます。

○横川正市君 最後に、この前、京都の視察をいたしましたときに、いろいろ要望として出されておりました一番最後に、選挙のために使つた費用を、これを本人の支出として認めて、税の額でこれをひとつ考慮してもらえらるるような処置はとれな

いかという、そういう趣旨の陳情がありました。これはいろいろな意味で、一体公正な妥当な要望かどうかはまだ私もよく検討はいたしておりませんが、取り扱いは、自治省ではこれに関連して何らかの検討をしたことがありますか。それとも全然手がけておりませんか。それをお聞きをいたしたい。

○政府委員(中村啓一君) ただいまお話の問題は、実は大蔵省国税当局でもかねて問題にしておるところでありまして、いわゆる政治家の必要経費というような面をめぐっての課税上の問題かと存じます。その面につきましては、私どもも、まあ国税庁から御相談を受けて、私どもの感じでおるところを御連絡をするというような形で、従来主体的には大蔵省のほうで御研究をいただいておりますところでございます。

○横川正市君 最後に大臣に、私はこの今度のきめられた幾つかの改正の内容の中で、一番大切なことは、形式犯は罰せぬというところは、形式犯でなつてきを出さない、これが趣旨であり、そのことは選挙を明朗化する効果とそれから取り締まり当局の介入を許さないということと、さらには当局の重点的な捜査にこのことが数の上で障害にならない。こういったことがいろいろ論議をされました。また、先進国ですら実施をされておるのだから、そこで今回この規制をしたら、かつては選挙違反としてあげられたものは連呼行為であった。ところが、連呼行為が取り締まりの対象からははずれずと取り締まり案件が激減する。こういう例があります。さらにまた、この文書の問題でも、先回の改正で私はある程度この数は減少したのではないかとふうに思います。この改正によって再び形式犯が選挙違反案件として多数を占める。そういうことで取り締まりをするということとは本来の行き方からすれば非常に逆な傾向になるだろうと思うのですが、この点では形式犯としての取り扱いについてきわめて私は慎重を要することではないか。すなわち午前中にもいろいろ論議がありましたが、取り締まり当局の判断

いかんによつて何でもないのである。事件にさせられて、そしてまあいざ違反取り締まりの対象とされる、あるいは人命まで落とすようなことになる。これは非常につまらないことじゃないか。この改正は言ってみれば非常に出たところだけをやつと改正しようという趣旨だと、こういうのならそれに伴つてこの罰則の問題その他については、全く軽くこれを取り扱う注意というくらい程度のものにするというようなことがあつて、実は自由化の方向に支障なしにこれを行なえる。こういうことになるんではないかと思うのですが、どうも条文がきめられますと、当局の判断に待つという部分が一〇〇%生きてくるという、それだけではどうもやはり全体の趣旨としては賛成は全くしかねる、何としてもこれは阻止しなさいかぬというところになるわけですが、そういう点から選挙管理のたてまえ、あるいは解釈、あるいはその取り扱い、これについてどうお考えか、もう全く取り締まり当局にまかせて条例だけつくりゃいいということなのか、私はまあ注意程度のものでないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(秋田大助君) 政治活動ないしその中における選挙運動、これが自由の原則によるべきであるのは当然でございますが、同時にその自由という中に、中にと申しますか、随伴いたしましたこれらの活動、運動がやはり自由潤達に、選挙をする人もまた投票をする方も互いに民意が伸び伸びと暢達されることが必要であらうと思ひます。この意味におきまして、ただいま先生御指摘の問題は、十分考慮を要する問題であらうと存じます。私考えますに、この法改正の趣旨を、ほんとうの趣旨はどうなるかと自由に関するところからいいたんといふ、こういうわけにはまいりませんと思ひますが、守るべき点は守らなければなりません、語弊があるかも知れませんが、いたづらに枝葉末節にとらわれまして、これが法解釈が本旨を奪つて損するといふような結果になつてはもちろん法の意図に反するわけだから、この点

につきましては、やはりただいま先生から御指摘が二、三ございましたが、文字の意味する概念を明確にいたしました、いやしくもこの解釈をめぐつて問題を起こさないように、さらに精査いたしました、これらの点につきましては関係方面とよく連絡をとり、かつまたこれが周知徹底を期しまして、明朗潤達な自由な選挙の行なわれますよう十分注意をいたしたいと存じます。

○多田省吾君 私は最初に、統一地方選挙の臨時特例法案にちなんで地方選挙の公営の拡大についてお尋ねいたします。

この前の茨城県議会の例もございしますが、掲示板それから公報、それから立ち会い演説会、この三つにつきまして茨城県議会の選挙におきましては、全部公営にいたしました、特に立ち会い演説会等におきましては、衆議院選挙に劣らぬ非常に活気ある議員の姿を呈したわけでありまして、そして地方の県議会におきましても、こういう三つとも公営にしたい、統一地方選挙においても公営にしたほうがよろしいという要求が強くござい

ます。ところが、従来統一地方選挙の場合は、政令でこの三つのうちのどれか一種類を公営にしてもよろしいというような政令を出すということを通例としております。それではやはり公営に対する強い希望に対して水をさす結果にもなりますので、私は統一地方選挙の場合も、この掲示板あるいは公報、立ち会い演説会、この三つは公営化したいほうがよろしい、このように思つてござい

ますが、自治大臣はどうお考えになりますか。また、今度の統一選挙に際しまして、私のいま言ったような方向でやるということをお認めになりますか。

○政府委員(中村啓一君) 地方選挙につきましてぜひ公営を拡充していきたいという点につきましては、ただいま多田先生から仰せになりましたと同じような考えに私も立っておりますわけでございます。現在公営制度は、知事選挙につきましては法定の制度になっておりますが、他の地方選挙につきましてはいわゆる任意制になっており

ます。そこで私どもはぜひそれぞれの府県市町村に、御事情はあろうけれども踏み切つて、できるだけ公営を多く採用するように要請をいたしております。私どもの現在の調べによりますと、この任意制公営はかなり多くとられていくことになるだろうと思つております。一般的には多田先生の仰せのように、ぜひ任意制公営をほとんど採用してらうという形にしていきたいと思つております。ただ選挙運動期間が、たとえば来年四月の場合についても、都道府県議員の選挙は、従来の十五日から十二日に短縮するといふような面もありまして、それぞれ都道府県では難渋をしておるようでありまして、そういう府県の事情もいろいろ聞き、あるいは必要であればやりやすいような形で、公営制度をさらに研究をするといふような配慮も十分今後尽くしてみたいと思つておる

ところであります。

なお、多田先生からお話のありました一つの問題は、政令指定都市の地域にかかります選挙の場合であります、この場合は都道府県知事、都道府県議会議員のほかに、政令市の市長、政令市の市会議員の、この四つの選挙が同日になるということになりまして、法定の公営のほかにかなり盛りだくさんに任意制の公営を採用するということは事実上むずかしいようでございます。そこで、そういう特殊なところに限りましては、公営の種類はある程度押えざるを得ないと思ひますが、一般的には多田先生の仰せのように、ぜひ任意制公営を拡充をしていき、あるいは任意制公営をほとんど採用をしていくという方向で対処をさせていただきますと思つております。

○多田省吾君 ですから、政令都市の場合も、政令でどれか一種類ときめるんじやなしに、自由にさしたらよろしいんじやないか。規定するのじやなしに、どうしてもできない都市は、その都市の自由な判断でそれをやめてもよろしいでしようけれども、少なくとも、自治省でそう言う以上は、その拡大の方向に行政指導もしていくんだとおっしゃつて以上は、この政令都市の選挙におい

ございまして、その意味においてひとつ御了解を願いたいと思うのでございます。

○多田省吾君 これは絶対了解できませんけれども、次に問題になるのは、一昨日も申し上げたのでございますが、二百一条の五の解釈におきまして、「これらの掲示又は頒布には、それぞれ、ポスター、立札若しくは看板の類又はビラで、政党的他の政治団体のシンボル・マークを表示するもの掲示又は頒布を含む。」云々とこのようにあるわけでございますが、この場合、このポスターの中にポスターに類するものは含まれていないわけでは、ビラの場合は、ビラに「類する文書図画を含む」と、このようにあります。ところが、ポスターに類するものの中で立札とか看板のたぐいに該当しないものも当然考えられるわけです。一昨日は、選挙部長は、ワッペンとかあるいは記事とか、こういうものには幾らシンボル・マークをつけても、無尽蔵につけてもよろしいのだというようなことをおっしゃったのですけれども、それならお尋ねしますが、たとえば旗とかのぼりとかのれんとか、これは一体立札や看板のたぐいに該当するのですか。これは当然こういったものはポスターにはならない、紙で張りつけるものじゃありませんから。まず具体的にこのことをひとつはつきりおっしゃってください。

○政府委員(中村啓一君) 今回提案をしております二百一条の五の改正内容につきましては、多田先生から仰せのように、シンボル・マークにつきましては、ポスター、それから立札もしくは看板の類またはビラで、政党的のシンボル・マークを表示するものは、これをそれぞれ、政治活動用のポスターなり、立札もしくは看板の類なり、ビラに含めてまいりますということにいたしておるわけでありまして、そこで多田先生からお話のありましたワッペンでありますとかあるいはバッジ、これにつきましては、私どもはポスターには当たらないし、また、立札、看板の類にも当たらない文書図画であると存じます。したがって、いわゆるワッペン、バッジ等につきましては、今回の改正によって別段従来と変わることはないのでございまして。あるいは先日幾らおつけになっておつけようですと申し上げましたのは、別段今回それを要したという趣旨ではないことを強調し過ぎるあまりに使用いたしました表現でございまして、あるいは無尽蔵というふうにお聞き取りをいただいて、ほかの面と誤解を招くようなことがあったとすればたいへん恐縮でございますが、いずれにしても、バッジ、ワッペンにつきましては、いままでと全く同じように考えてしかるべきであらうというたてまえに立って今回の改正提案をいたしております。それから横断幕でありまして懸垂幕、これは従来から警察と思想統一をしてさように考えておるものであります。その使用の目的でありますとか懸垂幕から考えまして、これは実質的に立札、看板と同様の種類のものだと考えておりますので、そこで横断幕なり懸垂幕というものは、立札もしくは看板の類に入る。そういう意味でここに、立札、看板につきましては、特に類のものも含むということにいたしました。横断幕、懸垂幕等は、立札、看板の類の制限のワックの中でシンボル・マークをつけて掲示をいたしたくようにしていただきたいというふうに存しておるわけでありまして。

○多田省吾君 一昨日お尋ねした懸垂幕、横断幕につきましては、私は政治活動と選挙活動の際にはこれをはつきり区別があるわけですから、その点を指摘したのであります。そういう趣旨をとられないで回答なさったように思いますので、これは非常に私も不満でございました。しかし、私が質問したのはその問題ではないのです。具体的に旗とか、のぼりとか、のれんということでお尋ねしたわけではあります。旗でも紙の旗、布の旗、いろいろございまして。それから、のぼり、のれん、こういったものはどうなさるのかということをお尋ねしたのであります。

○政府委員(中村啓一君) 旗と申ししましても、その態様によりまして必ずしも一様に申し上げにくいのでございますが、ごく小さなもので、いわゆるバッジ的なものとして衣服に着用するということの場合には、これはもとより今回規制の対象に入る種類のものではないかと存じますが、かなり大きなものであって、立札等に類するような効果を持つようなものは、立札なり看板の類としてそのワック内でお願いをしなさいいけないというふう存じます。

○多田省吾君 そういふはつきりしない判断でもって法律をつくるから、そういう答弁になるんですよ。もうおととお尋ねしたシンボル・マークの定義だつて非常におかしいのです。そういう自治省や取り締まり当局の勝手な判断で、だれもわからないようなことをかかって判断して取り締まるというふうなこともされまますとこれはたいへんな問題です。そこで、法律案にあるんですから、それじゃここではつきりポスターというものはどういふものがポスターなのか、それから立札、看板というものはどういふものが立札、看板なのか、そして立札や看板に類するものはどういふものなのかはつきり定義してもらわないと困ります。そのほかにも中間物のようなものがたくさんあるわけですね。いま言った旗とか、のぼりとか、のれんとか、ここではつきりしていただきたいのです。ポスター、立札、看板、この定義、または立札、看板のたぐいの定義、これをはつきりしてください。

○政府委員(中村啓一君) 多田先生からたいへんおしかりを受けて恐縮をいたしますが、今回お願ひしておりますポスターの概念あるいは立札、看板の類の概念につきましては従来と変わらなことをやろうとか、変わったふうにお願ひをしようということではございませぬ。したがって、ポスターというのはいわゆる文書図画であつて、一定の場所に固定して掲示して用いることを常例とするものといいたしております。それから立札、看板は、同じく文書図画であつて、これは移動して用いられることを常例とするものといふふうに考えております。移動可能であるというこ

とを立て札、看板については着目をして考えておるところであります。

○多田省吾君 じゃ、その定義に従って、先ほど申し上げましたような紙の旗とか、布の旗とか、あるいはのぼりの類、のれんの類、こういったものがはつきりいまの定義からこういうものに入るんだということはどうですか。

○政府委員(中村啓一君) 先ほど申し上げましたように、旗につきましては、これは旗の態様によりますけれども、一般的には立札、看板と同じような効用を持つものが多いと存じます。したがって、立札、看板の類に入る場合が多いというふう存じております。

○多田省吾君 ですからね、前からそのようにきめられていたと申されますけれども、そうじゃありませんよ。このシンボル・マークの規制も今回初めてじゃありませんか。そのシンボル・マークがポスターや立札、看板の類に入れたらまた新しい問題です。これは。そして旗とか、のぼりとか、のれんとか、こういったものがどっちに入るんだということも、これはもう選挙をやる者の側あるいは有権者の方々が随意にシンボル・マーク等をきめてやる場合には、これは大きな問題になるんです。だからお尋ねしている。いまのような御答弁では絶対納得できない。

時間もないうえです。最後に一問だけ自治大臣にお尋ねしておきたい。一昨日も申し上げたんですけれども、この改悪案はあくまでも与党の常利党略のためにつくられたものであると言わざるを得ないわけですね。有権者の立場に立った選挙法の改正という面はどこにもない。大体昨年の総選挙におきまして、公明選挙連盟がことしの二月に棄権した理由というところで、いろいろ世論調査をやった。一昨日も申し上げましたが、その中で、棄権した中で、政策がわからないから棄権したというのが五・三%、関心なしというのが一・七%、めんどろだからというのが七・七%、選挙ではよくならないというのが一・九%、私一

人ぐらいいなくてもよいというのが四・五%、合
わせて三一・一%、他に用があったというのが三
六・一%、合わせてこういったたぐいが六七・
二%、ほとんど棄権した人間の三分の二は、もし
政党内にあるいは政策なり、この活動の自由化が
進んで、そして政策もよくわかった、また選挙の
重要性もよくわかった、また他に用があるけれど
もこういう大事な選挙だから投票しに行こう、こ
ういう姿になればこういった棄権は全部なくなる
わけです。ですから、ほんとうに有権者の立場に
立った選挙法の改正であるならば、政党活動、政
策活動を自由化するのが当然であって、いままで
よりもなお一そう政策や政党の宣伝がよく行き届
かない、よくわからないという姿では棄権がまし
ます激増するではありませんか。そういう点から
考えて、ほんとうに大臣がはっきりと有権者の
立場に立った改正案だと言いつけるかどうかです
ね、私はそう言えないと思う。その点を明確にし
つつお答え願いたい。

○国務大臣(秋田大助君) いろいろ見方もあり、
考え方もあろうかと存じます。しかしながら、私
は、今回の改正は、世論に聞き、また関係者と経
験者等の御意見を十分拝聴をいたしましてその大
勢によつたところでございまして、たとえばビラ
等の種類の制限等をいろいろ御批評がございま
すが、全体といたしまして、機関紙あり、三種類
に及ぶ種類については制限のような形を呈してお
りますが、枚数において、またこれが頒布の態様
において制限がない。このほか政党に許されたい
ろいろの選挙活動がございまして、これを総合
し、これらの活用によりまして選挙する人もまた
投票をする人のために十分政策なり、候補者の
考えを徹底さすには私は十分ではなからうかと存
じます。また、そういう合意のもとにこの結論を
まとめた次第でございまして、決してこれは自由
を束縛するものではない。むしろその精神によつ
たり、公平にして冷静な選挙の行なわれる道を講
じたものと確信をする次第であります。

○多田正吾君 私は、いまの大臣のお話に絶対納
得できない。自由を束縛したんじゃない。態様
を少し変えたくらいなら納得できますけれども、
本質を変えて自由を束縛しない、したんじやな
い、こういう言い方はないと思ひます。
具体的に、もう一点だけお尋ねいたしますけれ
ども、これは午前中の参考人の方の御意見もあつ
たんですけれども、まあビラが三種類もしくは二
種類に制限されてこれを選挙に届け出をするとい
うことになっておるんですけれども、結局届け出
をしたものと同じビラだということでも、結
色が違う場合もありましよう。活字の組みかえも
してよろしいんじゃないかという考えもあるで
しょう。また、大きさが印刷の関係で違つてくる
場合もありましよう。そういうことをどこで判
断なさるのですか。同種類といふことですけれども、
はつきりした基準を、ほんとうはもう自治大臣の
ほうから提案理由の説明の中に言わなくちゃいけ
ない問題です。これ、全然もうお話がなくちゃい
けない問題です。これ、非常に遺憾だと思ひます。どの程度まで
は同種類、どの程度までがまた少し色とか態様と
か違つても許されるのか、はつきりこれは示して
ほしい。

○政府委員(中村啓一君) ビラの種類の点につ
きましては、多田先生から仰せのように、立法論と
していろいろ御議論があることも十分理解は
いたしますが、いろいろな議論の経緯をたどりま
して、その際、種類に落ちつくまでにもいろいろな議
論の経緯がありました。そういう経緯も参酌を
いたし、また今回提案をいたしております法制
中で、これをどう理解していくかということ、
お話しのようにたいへん大事なことでありま
して、私も、かねて関係の向きと思想の統一等
をやっております。で、結論としましては、先
ほど横川先生にも申し上げたところではありま
すが、内容と、それから表現の形式が同一であるこ
とを要するといふふうな運用をいたしたいと存じ
ます。したがしまして、印刷の用紙が違うとかあ

るいは印刷によつて若干インクが違うとかある
いはある程度大きさが違うとか、そういうのはい
ゆる同一種類という要件のワクの中にあるであ
らうといふふうな存じます。しかもこれは政党の
わばおとりきめによつて種類の限定をおやりにな
るところでありますので、それぞれの政党から記
号をつけていたしまして、選挙に届け出をして
いただくようにいたしたいと存じております。そ
の記号はもとより、お届けになります政治団体が
適宜にお考えになつておつけただけによつて
い。いずれにいたしましてお届けいただけますよ
うに存じておられます。で、届け出を受けま
した私どもあるいは都道府県の選挙管理委員会と
しては、それがそれぞれ第一線の機関に十分わか
るよう連絡その他の措置は慎重にとりたいとい
うふうな存じているわけでありま

○向井長年君 私本法案に、まあやむを得ず、
現状、賛成する立場でございまして。そういう立場
から基本的な選挙は、あるいは選挙運動は自由で
なければならぬ。こういうことを私は思ふわけな
いんです。ところが、現状、有権者と申しますか、
あるいは選挙運動員というか、こういう中で、ま
だ政治意識が十分ではないというふうな点もある
わけですね。そういう中から何らかの規制あるいは
限界があろうかと思ふのですが、しかし、こういう
問題については根本的に選挙で、自由を奪つてい
くということ、これはいけないということ、じや
ないかと思ふのです。この点についてはやむを得
ないという問題あるいはまた現状においてやむを得
ないということ、どういう中からこの法案を出
してきたのか、そういう問題を私は聞きたい。

○国務大臣(秋田大助君) 向井先生御説のとおり
でございまして、政治活動運動、選挙の際もそれ
が自由であることが、しこくして同時に公正に行
なわれることが民主主義の健全にしてまた自由な
発達のために最も必要であることは申すまでもご
ざいませぬ。ただ、自由と申しまして、それな

らば野放図に全部さかされていいか。もちろん自由の
原則でございませぬから、されてもいいという議論
も立ちますけれども、無益なことは関係者の合意
によりまして、十分自由の目的を達せられること
は、なだなことはやめようということがある限り
におきましては、その点は決して自由の原則に反
するものではない。今回の法の改正は、そういう
趣旨によつてでき上がったものである。こういう
私どもは解釈をいたす次第でございませぬ。
○向井長年君 この政治活動というか、選挙運動
とは、これは非常に密接不可分の問題であると思
うのです。実際は違つてもですね。この区分とい
うものは、非常にできがたいような状態になつて
いる、こう私は思ふのです。そこで、特に従来
選挙で見られたように、いわゆるアジビラ、ある
党、ある候補に対する一つの目的を持ったアジビ
ラ、それに対する反発ビラ、こういう問題が過去
においてたびたびあつたように私は見るわけで
す。これはやはり政治活動ですか、選挙運動で
す。その点どういふようにこれを解釈されるか
お聞きしたい。

○政府委員(中村啓一君) 向井先生お話しによ
うに、政治活動と選挙運動という概念は微妙にから
んでおる問題であります。その詳細はまた別途
申し上げることにさせていただきますと思ひま
す。
それで、問題のまた今回提案をしておりますと
ころの、いわゆる政治活動用のビラにつきま
しては、これはいわゆる政策の普及宣伝のためにお使
いをしていただくものでありますので、候補者の名前
は一切出してはいけないものでございませぬ。そ
ういう意味合いで、いわゆるアジビラというよう
なことで、候補の名前が出ておりましたら、それは
今回あるいは従来もさうでございませぬ。それ
と存じます。

○向井長年君 そこで、実は先般横川委員の質問
に関連して私は申し上げましたが、基本的に先ほ
ど申しました選挙は自由でなければならぬ、しか

らば野放図に全部さかされていいか。もちろん自由の
原則でございませぬから、されてもいいという議論
も立ちますけれども、無益なことは関係者の合意
によりまして、十分自由の目的を達せられること
は、なだなことはやめようということがある限り
におきましては、その点は決して自由の原則に反
するものではない。今回の法の改正は、そういう
趣旨によつてでき上がったものである。こういう
私どもは解釈をいたす次第でございませぬ。
○向井長年君 この政治活動というか、選挙運動
とは、これは非常に密接不可分の問題であると思
うのです。実際は違つてもですね。この区分とい
うものは、非常にできがたいような状態になつて
いる、こう私は思ふのです。そこで、特に従来
選挙で見られたように、いわゆるアジビラ、ある
党、ある候補に対する一つの目的を持ったアジビ
ラ、それに対する反発ビラ、こういう問題が過去
においてたびたびあつたように私は見るわけで
す。これはやはり政治活動ですか、選挙運動で
す。その点どういふようにこれを解釈されるか
お聞きしたい。

○政府委員(中村啓一君) 向井先生お話しによ
うに、政治活動と選挙運動という概念は微妙にから
んでおる問題であります。その詳細はまた別途
申し上げることにさせていただきますと思ひま
す。
それで、問題のまた今回提案をしておりますと
ころの、いわゆる政治活動用のビラにつきま
しては、これはいわゆる政策の普及宣伝のためにお使
いをしていただくものでありますので、候補者の名前
は一切出してはいけないものでございませぬ。そ
ういう意味合いで、いわゆるアジビラというよう
なことで、候補の名前が出ておりましたら、それは
今回あるいは従来もさうでございませぬ。それ
と存じます。

し、現状においていろいろな規制がある。特に百三十八条の問題について、これは私はまだ明確に釈然といたしておりません。この立法精神というものをあくまでも候補者をよく知っていただくこと、あるいはまた政策を知っていただくもの、選挙民に十分理解してもらおう、こういう立場でいろいろ行動をするわけですね。ところが、先ほど申しますように、この禁止規定というものは立法精神をあくまでも不正な形が行なわれやすいという、言わなければ、金品の自由、こういう問題がここにあるがために、大きな目的として禁止している。しからば、そういう形じゃなくて、そういうものじゃなくて、公の場所において、公といいますが、一戸の家じゃなくて、そういう中でやられることは私はいいんではなからうか、これこそがほんとうの選挙の自由ではなからうか。政策を知ってもらおう、あるいはまたこの人の人となりを知ってもらおう、主張を知ってもらおう、あるいは政治のいわゆる政策を知ってもらおう、こういう問題に対して選挙民に十分理解せしめるような行動は、演説会もあれば、街頭演説もあり、あるいは立ち会い演説もあるわけですから、それをもっと詳しくあるいはまた親切にやるといふことをこれにひっかけるということは私はおかしいと思うのです。そういう点について立法精神をはき違えていると、現状の取り締まりは、こう思うのです。この点いかがです。

○政府委員(中村啓一君) いわゆる政治活動用のビラを戸別に配布するという点について、戸別訪問との関連で、特に向井先生は先日戸別訪問という規定が禁止規定として設けられた立法経緯にも徴して御議論があったところでありました。私どもも本質的な御議論としては特に異論はないところでありましたが、現在のところ、この戸別訪問に関する百三十八条の規定は、その後、先般もちょっと申し上げたかと思いますが、若干当初の立法経緯からとにかく戸別に運動して回るとは困るというような理由の内容のものが付加されてきたように存じます。百三十八条第二項が設けら

れまして、いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のためには戸別に回ってはいかぬというようなことまで入ってまいりました。立法の経緯が若干ずれてきたように思われます。しかし、先生のお話のように、選挙の際には、特に政党的政策が浸透する、そのための手段は極力確保すべきだということなことでありますので、そういう面につきまして、現行法の足りない面について事務的に検討の余地がある面については今後十分検討したいと思つた。ただ、向井先生が仰せになりましたのは、戸別に政治活動用ビラを持つて回ることについての先般の御議論であるといたしますと、これにつきましては、実は先ほど申し上げましたが、各戸に行きまして郵便受けに入れましたり、あるいは新聞に折り込みで入れる、これは一向にいま禁止はされておられません。ただ、各戸訪問をして、戸をあけるだけではなしに、居住者に面接を求めて、そして渡すということになりますと、本質論としては御議論はあるかと思つたけれども、現在の戸別訪問に関する構成要件に該当する場合はなほ多いわけでございます。そういう意味で、私どもは解釈論としては、若干いま申し上げた点について、これを改めるといふわけにはまいらないと思つたけれども、将来の立法論としては十分に拜聴しておかさないかぬと思つておるわけでありました。

○向井長年君 これは解釈論ですよ。大体法律というものはすべて一つの目的があつてつくられていくわけなんです。その目的を拡大解釈することはいけません。はつきり言うならば、公明選挙あるいは自由でなければならぬというのが基本であるわけですよ。そこで、間違つたことをする行為の諸君がいる現状において、それをやはり監視しなければいかぬわけですから、正しい意味でやるやつについては、私も当然これは拡大解釈してはならぬということだと思つたのです。公明選挙であればこれが親切じゃありませんか。国民に対して、被選挙権者に対して非常に親切なやり方をしようとするやつまでこれはやはり拡大解釈

して禁止することはいけません、こう私は思うんですよ。たとえば党のいわゆる政策ビラあるいは新聞、こういうものをほりり込むことはいかぬという、ほりり込むよりも説明するほうがいいではないか。親切でしょう。それでしよう。あるいはこういう候補者が出ておきますよと、この人の人となりはこうですよと、このことを選挙民に対して説明することはかえつて親切じゃありませんか。それでしよう。しかし、それをしようとして戸別に入るに疑わしい行為があるから、また、できやういからこれはやめよう、こういうことになつていふと思う、この法律の精神は、それでしよう。そうであるとするならば、もつとこれは具体的に言うならば、「こんにちには」と言つてあけて奥さんに玄関先に出てもらつて、人が見えるところでこうこうですよと運動することとはちつとも差つかえないと思つたんですよ。この法律からいって、それまでいけませんか。戸別に入るのではなくて、「こんにちには奥さん」と言つて出てもらつて、玄関口で人の見えるところでどうこうですよと、運動員が十分な選挙運動を行なう、あるいは政策の説明をする、これは選挙違反にならぬと思つたという解釈はいかがでしょうか。

○政府委員(中村啓一君) 政治なり選挙のあり方という面についての向井先生の御所論には全く同感なわけでございます。で、先ほど申し上げておりますが、この戸別訪問に関する百三十八条には第二項という規定が設けられてまして、これは先生十分御案内だと思つたが、あとから入つた規定でありますけれども、「いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言ひあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。」、こういう規定が入つたのでございます。そこで本来の政策活動のあり方としては、向井先生のお説のとおりでありますけれども、それぞれの家に

行つて家族を呼び出してということになりますと、やはりこの規定が形の上で働くことになりません。で、従来ともこの戸別訪問につきましては、判例もあるわけでありましたけれども、やはり呼び出すことも戸別に訪問をするという概念の中に入らぬということでもありまして、現在の法制のもとは、非常に立法論としては私も問題があるのではないかと存じます。以上は、先ほど申し上げましたような運用にならざるを得ないのではないかと思つたが、しかし、なお先生の御意思の存するところについて、今後のあり方をめぐつての検討という点については私自身も十分勉強したいと思つた。

○向井長年君 この法律の精神、第二項の精神もあわせまして非常に中に入つていふことかと思つた。そういうことをちやうちよしてはいけません。思うのだ、この法律を改正するならば、私はなぜこの法律改正を政府は出さぬかと思う。やはりこの際、この場合は選挙の自由という立場から、一方においては行き過ぎは規制しなければいかぬ。これは当然かと思つた。また、これは当然正しく幅を広げなければならぬという問題については、またそういう問題についてなぜ今回一緒に改正案を出さなかつたか、私はこう思う。したがつて、その立法精神はあくまでもそれである。次にわずらわしき、運動員が各戸を回るわずらわしきということがつきまとう、それはやはり選挙民も迷惑である、そういう立場も若干懸念すると思うのだが、これは公正な選挙が違反行為的な行動ではないと、こういう立場で考えるならば、先ほど冒頭に申しましたように選挙の公正な自由、こういう立場から考えるならば、自治省のほうでも規制するだけじゃなく、自由のほうでも規制する、できるならば今回の改正法案をなぜ出さぬかと、こう私は言いたいくらいです。まあそれはいま部長が言われるように、将来検討したい

地にある地婦連の事務所に封書七十五通が返送されてきた。心当りがないので不審に思いながら事務局員が開いてみると、内容は「茨城県北が生んだ〇〇先生ほど本会のため御協力をいただいた方はありません。できるだけ多くの婦人の方々の御支援を〇〇先生にお与え下さいませよう御願いたしたく存じます。」という文書が出されている。ところが、実際は地婦連は全然知らない。地婦連の会長をはじめ非常に憤っている。こういう場合に、これは全くのうそだということをはっきりやはり反駁できるまことに正当防衛であります。この正当防衛の手段を奪ってしまつて、そうしてそのあとにこのような黒い、全く悪質な、ためにするデマ、宣伝というものが、しかも名前も書かないでやってきたというのがいままでの例じゃないですか。ほとんどこの例の連続じゃないですか、これに対してどう対処するかということが少なくともこの選挙法の、民主主義を守るためにこれは必要な手段じゃないですか。ちゃんとそういう道があつて初めてそれに対して政策論議が、それを粉砕する当然のことが行なわれる。ところがこの手は封じられちゃつた、そういう形の中で何が起ると思ひますか。私はこの前も申しましたけれども、そこで、はしなくも大村清一國務大臣が昭和二十一年に参議院選挙法を提案いたしました。この中でこういうことを言っている。「煩雑な取締制限を設けますことは、選挙をなんとなく近づけたいものと致し、その明朗闊達性を失はしめるのみならず、かえつてこれに対抗する新たな脱法的措置を誘発するような結果となる」。だからほとんど黒いものがこれに横行するということになる。その中には、むしろこれは買取、供応もその一環として入つておる。この黒い手の暗黒にまかせますか。われわれの民主主義をまかせますか。

【理事高橋文五郎君退席、委員長着席】
その対決を迫られておるのがまさにこの法案だということをお私力説しておる。これが焦点ですよ、この法案の。あなたは、あるはずでござい

すと、まるでよそごとのおつしやつておられますが、あなた自身がここで質問されて、自治大臣として明確にこれをお示しになつて納得させる、私だけでなく、ほんとうに国民を納得させる、少なくともここに於ける同僚の議員を納得させる、そして法案の通過に努力をされるというのが当然の任務だと思ふ。ところが、あるはずでございませうと言ふが、どこにあるのですか。あなたの答弁はないと言ふことを明白に物語つておるじゃないですか、どうなんですか。この点明白にお答え願ひたい。

○國務大臣(秋田大助君) 表現が多少妥当を欠いたかも知れません。しかし、機関紙を發行する道があると思ひます。おかしな次第でございませう。

○岩間正男君 機関紙といひましても、確認団体の機関紙は、御承知のように、六カ月前に、そうして継続的に——確認団体からできて継続的に発行したものでなければだめでしょう。そうでなければ選挙というときにまけない。そうすると、この前行なわれたように、大量のものがまかれておる。あのハイジャックのときにははやく大なるもので調べておるのでしょうか、どうですか。選挙でも部長はこれは調べなければ話にならないわけですが、調べていますか。ハイジャックのときにピラがどのくらいまかれていたか。

○政府委員(中村啓一君) お示しのピラが大量にまかれました。お示しは、枚数については承知しておりますが、枚数については承知いたしていません。

○岩間正男君 これは全く話になりませんよ。大量なピラですよ。舞鶴地区——共産党の地区委員会がこれを告訴した。地裁の舞鶴支部に告訴した。これを取り上げて地裁は仮処分でこのピラを押えたわけなんです。そうでしょう。ですから、全くこれはそういうところは野放し……話にならないと思ひます。この問題は、この法案の中で、まさにこれは焦点なんです。そして具体的にこれについては何らの手段が講ぜられていない。そこで、これに対するはつきりした答弁をい

ただけない。あるはずでございませうと、まるでよそごとのように言つておる。あなたがこれを明確にする以外にこの法案の方向というものを示すことはできないのだと思ひます。

次に移りますけれども、次に伺ひたいのは、先ほどの午前中の参考人のお話を伺ひますと、この中でこういうことが出てまいります。一つは、ずいぶん広範に反対しておるわけなんです。この前も述べたように、朝日、読売、毎日、東京新聞がみな社説を掲げて反対しておる。それから第五次審議会の人たちの九〇%が反対しておる。それから民主団体、労働者、総評、地評、それから憲法会議、安保反対の国民会議、婦人会議、こういうところはみな反対しておる。そういう中で、しかも警察が反対しておる、こういうことが明らかになつておる。なぜ警察が反対しておるか。木下広居専修大教授は先ほどこう述べられた。警察の取り締まりの問題でございませうが、警察はどうかばうをつかまえる、あるいは交通の取り締まりがためた手一ぱいなんです。そこに選挙の取り締まりが起つたのではないんだ。しかし、警察は成績をあげなくちゃならない。何せノルマでございませうから、帳面に何件と書くという事は、これは警官の成績になつておるわけでございます。一件もこういうものがなければいい警官だと思ふけれども、たくさんこういうものをでっち上げた警官はいいことになる。何件逮捕しなればならぬという成績主義の現在でございませうから、結局ピラを使う。買取、供応は非常に複雑で、暗黒で、やみの中をめぐっていきまから捕まらなう。一番いいのはピラとか機関紙とか、こういうところを押えてノルマを達成すると、あとはあまり買取のほうはやらぬ、こういうことを言われました。こういう事態になるのですが、どうなんですか。こういう制限というものは全くまじいと申すのですが、先ほど民主社党の向井議員の質問もされたわけですね。これなんか、その論理を進めていけば、完全自由化すればいいわけなんです。世界に例のない戸別訪問の制限なんて、撤廃してし

まえばなにも心配することは出ない、要らないわけですね。ところが、そういうものを残しておいて——あなたにないときにちよつと話しましたけれども、専修の先生は、ほんとうは制限撤廃にこれは賛成なんです——ところが、全面的にこれを撤廃してしまへばいいのに、そうしないで、ちよつとしたおかしなところだけ残しておくから、そうして一方ではピラの規制をやるから、これは全く矛盾している、混乱しているのです。取り締まる方法も警察を悩ましておる、こういうことなんです。だから警官も反対しているという問題が現実にとつてきたのです。これはどう思ひますか。秋田自治大臣にお伺ひします。

○國務大臣(秋田大助君) 私は、しばしば申しておりますとおりに、この法律案は自由の原則を侵すものではないと思つております。取り締まり上この問題につきましても、警察側の方の御意見だというお話ですが、大学教授の——警察側の意向をそなたくされての御意見のように伺ひました。それは御意見で、御自由でございませう。

○岩間正男君 ピラの問題、先ほどから出ました。この問題については、これは長谷川名古屋大教授からの話でございませう。これはピラの話は、内容と表現の形式だというように、この抽象的におつしやつた。しかし、具体的に問題になつてくるのは実体なんです。どのくらい大きい、大きいですね、これは規制するのですか。これは書いてないのだ。活字の大きさはどうなる。号数はどういう号数になる。紙の色はどうなる。印刷するところはどこなんですか。たとえば自民党が、四百人のこれは衆議院の候補者を立候補させた。これは東京だけでも刷り切れない。二千万、三千万というピラになるという、そういうことになりませう。そうすれば、これは鹿児島でも刷らなければならぬ、広島でも新たに刷らなければならぬ、こういうことが起つてくる。北海道でも刷らなければならぬ。東京だけではできない。こういう事態、実際にそういう事態が起ります。それを集めて、これが同じも

ただけない。あるはずでございませうと、まるでよそごとのように言つておる。あなたがこれを明確にする以外にこの法案の方向というものを示すことはできないのだと思ひます。

ただけない。あるはずでございませうと、まるでよそごとのように言つておる。あなたがこれを明確にする以外にこの法案の方向というものを示すことはできないのだと思ひます。

のかどうかということ、一々何ですか、内容、表現、これでやっていきますか。これやっていたら、何日かかるのだ。そうしてこのピラというものは、三千万なら三千万のピラというものは、どういふふうにして対処するのか。これに対処する人員が何ほ要るので。いまの選挙でこれができますか。そうして、しかも内容が正しいか正しくないか、そういうものを實際調べるとなれば、やはり内容についての検閲の問題になる。こういうことはどうなんですか。この問題が一点。

もう一つは、地方の地域政策については何ら触れることはできない。全国的な、もうほんとに三種類のピラしか出せない。そうすると、いろいろな問題が起きているでしょう。とにかくこれは田子の浦のヘドロの問題が起きている。これは地域住民の命がけの問題なんです。この問題に触れないで、選挙をすることができませんか。これが第二点。

第三点は、この政策ピラというのは、政策を論議するのです。政策論議というのは決して一と一とどまらるものではありません。相手が出す。これに対抗する。またこれを反駁する。そうしてこそほんとうに真実というものが明らかになる。そうして不正腐敗、きたないもの、正しくないもの、どの政党の政策がすぐれているか、どの政党の政策はことばはきれいだが、実際は実質面において全くのぐまかしがあるか、これを明白にすることができるといふのは、全く論議の中に起ってくるわけですね。だから私ははっきり申し上げたい。これは斎藤隆夫氏が言うています。二十三年の改正制限選挙法に対して——これは終戦後であります。これに対してははっきり反対している。選挙時におけるこの高揚ぐらゐ国民の政治意識を前進させるときはないのだ。いろいろな政治運動はあるが、この選挙期間という、一カ月なら一カ月に限定されたその期間でほんとうに政策論議は深まり、国民の意識は高まる。正しいものは正しい、黒は黒、白は白、はっきりして行く。そうして行く方向というものを明確にする。これに参

加するのは当然の権利であり、これを知る権利、また知らせる権利というものは当然の権利である。この権利を奪って置いて、どのような日本の一治の発展、民主主義の発展というものを考えるか。私は大臣にお伺いしたいのです。この選挙がよかつたか悪かつたかということの判断は、何でできますか。どうなんですか。あなたたちの表現によりますか。京都市では行き過ぎがあつたという。これがあなたたちの今度の法案提出のただ一つの理由なんです。ところがこの京都市では、先ほどから繰り返しておられますように、当委員会の委員及び各党の代表が参加されて、六月に現地の視察をされた。そこでは、全くあの選挙は、やかましいところもあつた、ピラも多かつた、しかしピラなんか読みたくなければ読まなくてもいい、しかも、あれで非常に政策の討論会が始まり、ことに婦人の間で非常につよいほど、ことに農村婦人においてはずばらしい選挙の高揚が始まつた。そうして当委員会もはっきりこの結論をここに付しているのです。ここにあるでしょう。これはお読みいただいたのですか。自治大臣、お読みいただかなかつたら、国会の正式機関が行つて、あそこでもちゃんとやつたのですから。その中ではっきり出ている。

○委員長(井川伊平君) 岩間君、注意いたします。質疑は要点にしばつて下さい。

○岩間正男君 だからそういう問題と、もう一つは、京都では、そのあと最近まで二十件ほど地方選挙が行なわれたが、ここでは一件も買収、供応がなかつた。検察庁をわすらわした者は一件もなかつた。また京都の選挙は、これに對しましてはつきりと、金で一票を買う時代は過ぎた。そうしてほんとうに保守革新の組織をあげての対決のときには、買収があつたといううわさだけでも当落に深い関係が出てくる。これはまさに民主選挙を進めるためには、絶対にこれは必要な条件ではないか。私はこう考えますと、どういふ点で一体選挙法をいじるのか。形やら、そういう局部的な意見で、世論でこれは見えてはならぬと思うのですが、いかがでしょう。この点お伺いいたしま

す。

○國務大臣(秋田大助君) 種類等の同一性確認の問題につきましては、先ほど選挙部長から申し上げてあるとおりでございます。いろいろの事例を考慮されますと、はなはだ複雑のように考えられるかもしれませんが、それにはそれにより事務的な利便を考慮いたしまして、種類に、先ほど選挙部長から申されたとおり、記号を付し、ピラでございまして、その内容の同一性、表現の大体の同一性を確認するのでございまして、その問題は起るはずはない。これに對して検閲というふうな心配は私はないと思ひます。

地域政策が論ぜられないうらみはないかという点でございまして、しかしこの点につきまして、方法は、やはり機関紙等、その他の表現をもって、方法をもちて候補者の所論を申し述べる機会がございまして、全体のあるいはおのずからこの機構の中に考えられていくであろうと思ひますので、まして、政策論議につきまして同様でございまして、決して自治省が自分の恣意からこれらの結論をまとめたわけではございません。いろいろ関係者等の御意見も承りまして、大体の意見をまとめたところをございまして、決してわれわれの恣意に出ないという点をひとつ御了解願ひたいと思ひますのでございまして。

○林虎雄君 私、選挙運動の取り締まりの方針について、一点だけお伺いをいたしたいと思ひます。

先ほど横川委員から選挙運動の取り締まりにつきまして質疑があつたわけでありまして、単なる形式的な、枝葉末節にあまりこだわらないで、買収であるとか供応であるとか悪質なものを對して重点を置くべきであるという意味の質問に對しては、大臣は、おおむねそのように考えているという答弁があつたと承知いたしてございまして、選挙は言うまでもなく、あくまで自由で公正でなければなりませんし、また、取り締まりそのものについてもそのとおりであるべきであると思ひます。従前は自治大臣が国家公安委員長を兼ねられ

ておられました。現在では別になつておる、したがって、直接取り締まりをするところの警察当局と自治省、自治大臣との意思の統一といひますか、取り締まり方針について大小ともに意思の統一が必要であると思ひますが、その点どういふ方向でお考えになっておられますか、承りたい。

○國務大臣(秋田大助君) 定期的にあるいは必要に応じて隨時お話をし、かつひんばんには事務当局を通じて連絡をせしめ、その結果を聞いておるとございまして。

○林虎雄君 ただ私が懸念いたしますところは、取り締まり当局の取り締まりについて、これはややもすれば差別がつけられるおそれはないだろうか。人間のことでありますから絶対ということもないわけですが、差別のないように十分に気をつけて当たられることが必要であると思ひます。ただ、御承知のように、各地における選挙等を見まして、激烈な選挙になるほどエキサイトしてまいりまして、その当落が——二人の候補が争つた場合と仮定をして当落がほとんどわからぬような場合もあるかと思ひます。そういう際には勝たぬがためにいろいろなデマや中傷が行なわれる、あるいは警察当局に投書が行なわれる、それが真実もあり真実でないものもあるかと思ひますが、この点について細心の注意が必要であると思ひます。で、そういう場合に、この取り締まり当局が投書等によつて、簡単にと言ひませぬけれども、投書等によつてこれを取り上げられ、故意であるのかかわらず、何々派が大量違反が発生したというような発表が投票の直前あたりに行なわれますと、その影響というものは決定的になるおそれがある、こういうことは公正とは言ひ得ないと思ひます。ですから、確かに大きな悪質違反があつた場合は別といたしまして、そうでない場合には、投票直前に對する取り締まりというものは、慎重でなければ公正な選挙にはならないと、このように思ひます。従前は自治大臣が国家公安委員長を兼ねられ

たおられました。現在では別になつておる、したがって、直接取り締まりをするところの警察当局と自治省、自治大臣との意思の統一といひますか、取り締まり方針について大小ともに意思の統一が必要であると思ひますが、その点どういふ方向でお考えになっておられますか、承りたい。

○國務大臣(秋田大助君) 定期的にあるいは必要に応じて隨時お話をし、かつひんばんには事務当局を通じて連絡をせしめ、その結果を聞いておるとございまして。

たおられました。現在では別になつておる、したがって、直接取り締まりをするところの警察当局と自治省、自治大臣との意思の統一といひますか、取り締まり方針について大小ともに意思の統一が必要であると思ひますが、その点どういふ方向でお考えになっておられますか、承りたい。

○國務大臣(秋田大助君) 定期的にあるいは必要に応じて隨時お話をし、かつひんばんには事務当局を通じて連絡をせしめ、その結果を聞いておるとございまして。

○林虎雄君 ただ私が懸念いたしますところは、取り締まり当局の取り締まりについて、これはややもすれば差別がつけられるおそれはないだろうか。人間のことでありますから絶対ということもないわけですが、差別のないように十分に気をつけて当たられることが必要であると思ひます。ただ、御承知のように、各地における選挙等を見まして、激烈な選挙になるほどエキサイトしてまいりまして、その当落が——二人の候補が争つた場合と仮定をして当落がほとんどわからぬような場合もあるかと思ひます。そういう際には勝たぬがためにいろいろなデマや中傷が行なわれる、あるいは警察当局に投書が行なわれる、それが真実もあり真実でないものもあるかと思ひますが、この点について細心の注意が必要であると思ひます。で、そういう場合に、この取り締まり当局が投書等によつて、簡単にと言ひませぬけれども、投書等によつてこれを取り上げられ、故意であるのかかわらず、何々派が大量違反が発生したというような発表が投票の直前あたりに行なわれますと、その影響というものは決定的になるおそれがある、こういうことは公正とは言ひ得ないと思ひます。ですから、確かに大きな悪質違反があつた場合は別といたしまして、そうでない場合には、投票直前に對する取り締まりというものは、慎重でなければ公正な選挙にはならないと、このように思ひます。従前は自治大臣が国家公安委員長を兼ねられ

たおられました。現在では別になつておる、したがって、直接取り締まりをするところの警察当局と自治省、自治大臣との意思の統一といひますか、取り締まり方針について大小ともに意思の統一が必要であると思ひますが、その点どういふ方向でお考えになっておられますか、承りたい。

○國務大臣(秋田大助君) 定期的にあるいは必要に応じて隨時お話をし、かつひんばんには事務当局を通じて連絡をせしめ、その結果を聞いておるとございまして。

たいと思うわけでありませぬ。もし、いま申し上げたように、投票直前にそのような発表があれば、新聞等は大きく取り上げます。取り上げると、それは勝負の岐路を決定的なものにする可能性がある、結果的には重大な選挙干渉のようなことになると思うわけでありませぬ。でありますから、これは当然のことではありますけれども、大臣のお考え、並びに警察当局がこうした激烈な選挙になった場合に對する取り締まりについて、中央における考え方は統一されておりました、やもする第一線に立つ警察官等の考え違ひや、あるいは主観的な意図によって行なわれるということのないようにすることが必要であると思ひますが、大臣の御所信を承り、並びに警察当局のお考えを承りたいと思ひます。

○國務大臣 秋田大助君 取り締まりの方針に關する重要な問題でございます、公的立場に於いての私の考え方を申し述べるとは遠慮をさしていただきたいと思います、個人的に申しますならば、先生と私は大体において同意見でございます。

○政府委員 高松敬治君 従来から警察といたしましては、厳正公平、不偏不党というのが選挙取り締まりの基本的な立場でございます。それを貫いた取り締まりを実施しているつもりでございます。御指摘のありましたような、非常に選挙が激烈になって、その際にデマあるいは投書、中傷というものが非常に乱れ飛ぶことは間々非常にございます。われわれとしてもお話しのように、そういう場合の選別といひますか、そういうものについては細心の注意を払つてやる。ただ一片の投書があるからすぐどうするということのようなことは、第一線としていたさないように十分に指導をやっております。もちろん私も、選挙取り締まりの公示、あるいは告示の期間の前から、いろいろの点の情報収集もやっておりますし、そういう情報ともならみ合わせて、そういう現実のデマ、中傷なり、投書なりというものをいかに評価していくかというのが一つの取り締まり

りの技術的な問題であらうかと思ひます。それから投票直前に非常に大きな検査をやるとか、あるいは発表をやるというふうなお話もございましたが、私の承知している限りでは、投票の直前にそういう発表を警察がやったという事例はまずなからうと思ひます。投票の直前につきましては、私どもとしては特に慎重にこれを扱ひ、実際の事件の摘発自身についても、きわめて慎重に扱ひておるつもりでございます。なお、選挙につきましても、強制捜査はもちろん警察本部長の直接の指揮事件でございまして、本部長の直接の許可がなければ強制捜査は行ないという仕組みにも相なっておりますし、また、全国にわたる問題につきましては、警察庁としましても、いろいろの質疑に應じ、あるいは相談に應じまして、全国的にこの生じないよう、取り締まりが大体同じような基準で行なわれていくことを旨途に、いろいろの調整もやっているとございまして、が、今後ともそういう点につきましても、お話しでございますように、細心に細心を重ねまして、十分なる取り締まりをやつてまいりたいと思ひております。

○林虎雄君 御承知のとおり、来年は、統一地方選挙、参議院選挙等、たぐさんの選挙が行なわれる予定でありますだけに、公正な選挙が行なわれるように細心の配慮をもつて当たつていただきたいと思ひます。特に警察当局においては、第一線によくその点を徹底していただきまして、そして明朗な選挙が行なわれるように強く希望をいたしまして、質問を終わります。

○委員 長 井川伊平君 他に御発言もなければ、両案に對する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員 長 井川伊平君 御異議ないと認めます。それでは、これより公職選挙法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○林虎雄君 私、日本社会党を代表して、本改正案に反対をするものであります。正案に反対をするものであります。政党的政治活動自由の確保は、憲法上の原則でありまして、単なる形式論、技術論をもって左右してはならないものであります。この政府・与党の改正案が世論の支持を得られない原因は、わが国の選挙制度における制限禁止の美態、警察取り締まりの選挙腐敗と汚職に満ちた選挙から選挙運動を自由化し、政党本位、政策中心の明朗闊達なものにしていくとする真実の叫びに、一片の技術論をもつて対処しようとしておられるからであります。しかも自由化はこの緒についたばかりであり、各地に盛り上がる住民意識に水をかけようとしておられるからであります。

本改正案の基本的考え方について、自由の原則の範囲内における選挙運動との公正確保のために調和をはかる措置であると言われましたが、それならば政治活動の態様についての不正の対象が限られるべきであります。改正案は、たとえば機関紙、ビラの頒布の態様についてでなく、機関紙、ビラそのものに制限を加えていると認めざるを得ないのであります。この場合においては自由の原則の侵犯であります。わが国選挙制度のあり方におけるこれまでの経過から考えます場合、やはり後退であると断ぜざるを得ません。選挙運動自由化の原則は、前向きに長い目で育成すべきであつて、一時の現象から直ちに選挙制度そのものあり方を左右するがごとき改正措置は慎むべきであります。

以上、基本的な考え方について反対意見を述べて討論を終わります。

○高橋文五郎君 私、自由民主党を代表して、本改正案に賛成の意を表するものであります。政党的その他の政治団体の政治活動が、本来何ものにも制約されず、自由でなければならぬことは申すまでもありません。しかしながら、選挙の期間中においては、政治活動はそのまま選挙運動にわたる一面があり、他面において選挙運動にわたらない政治活動があつても、政党政治が発達し、その活動が徹底すればするほど、政治活動と

選挙運動との態様は類似性を帯びてくるのが現実の姿であることは何人も否定することができないでしょう。この意味において、たとえばビラの洪水は巨額の経費を必要とし、それ自体金のかからない理想選挙のルールをこわし、法のたてまえを失わせるものとなります。

本改正案は、選挙の公正確保、政治活動の自由の原則の範囲内において、選挙運動にわたらない政治活動についても、両者の調整をはかるとするものであります。最近の選挙の実態に即した合理的な措置であると考へます。政府におきましては、かかる対症療法的にとどまることなく、進んで政党本位の選挙の実現に積極的に取り組みされることを希望して、賛成討論をいたします。

○多田省吾君 私、公明党を代表いたしまして、本案について反対討論を行なうものであります。政党的政治活動が何ものにも制約されず、自由でなければならぬことは申すまでもないことであります。選挙期間中においては、なお一そうこのことは強調しなければなりません。しかしながら、今回の改悪は政治の実態を無視して、確認団体の機関紙について区別を設けたり、言論、表現の自由を侵して、政策宣伝のためのビラの種類を制限し、さらに有権者の政治意識に基づくシンボル・マークについて制限を加えるのみならず、政治活動の規制を受ける選挙の種類を現行よりも拡大しているのでございます。これは明らかに政治活動を本質的に制限する暴挙でございます。しかも今回の改悪にあつては意識調査も全然やつておられない。また審議会にも全然かけないでこういう改悪をやつておられることは、まことに遺憾と申さなければなりません。しかも、選挙は主権者たる有権者本位の選挙であるべきであります。昨年の総選挙におきましても、棄権した理由の大部分は、やはり政策徹底が行なわれていない。政策がわからない。こういった点にあることは公明選挙連盟の二月の調査でもはっきりしております。私たち

選挙運動との態様は類似性を帯びてくるのが現実の姿であることは何人も否定することができないでしょう。この意味において、たとえばビラの洪水は巨額の経費を必要とし、それ自体金のかからない理想選挙のルールをこわし、法のたてまえを失わせるものとなります。

はあくまでも有権者本位の選挙を主張いたしました。もし金のかからない選挙を与党が言うならば、なぜ政治資金規正法を早く改正しないのか。あるいは買収選挙を強力に取り締まる法案をなぜつくりたくないのか。このように言えるわけでございます。私たちは、行き過ぎを直してやるつもりで、こういった後退した改悪に根本から反対するものでございます。今回の改正を意図した政府・与党の反省を強く望んで、私の反対討論を終わります。

○向井長年君 私、民社党を代表いたしました。本案に賛成の意見を述べます。

選挙は基本的に公正にして自由でなければならぬ。これは原則でございます。しかし、現状は政治に対する全面的なこの意識の十分あるいは選挙活動の弊害等もあり、現段階においてはやむを得ないものとして賛成いたします。しかし、今後少なくとも選挙法の是正、改正というものが根本的に必要であろうかと思えます。これは政府におかれましては十分再検討を強く要望いたします。賛成討論を終わります。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、公職選挙法の一部を改正する法律案に反対するもので

まず第一に、こういう形でこの法案が通ることは望ましいことではないと思えます。われわれ共産党は委員長に対して、一昨々日次のような要請書を提出したのであります。第一には参考人を呼ぶこと。第二は事の性質上、徹底的に審議を尽くすこと。

第一の問題について、参考人を呼ばれたその点については、委員長に敬意を表したいと思うのであります。第二の問題につきましては、たとえばわれわれ共産党は五時間の審議時間をお願いしましたが、これがいまのように実際は最初の予定よりもまた時間の余裕のある段階で打ち切られたという形でこの法案が通ることは望ましくないと思えます。まず私はこの反対の理由として、次の三つをあげたい。

第一に、当然これは第五次審議会の答申によつて、選挙の自由化のために一年前に改正されたばかりのこれは法案です。朝日新聞の反対の社説によりますと、半歩踏み出したばかりでまた逆行するの、まさにそのような形で、当然これはその意味では審議会にかけなければならぬ。ところが、これは審議会にもかけられないで出された法案である点が第一点であります。

第二には、世論に聞いておると言っておりますが、この世論の内容は、一昨日の当委員会の質問ではつきりした。つまり結局は突き詰めてみまうという、これは衆議院の公職選挙法特別委員会と三党の理事の間でそういう話し合いができたから、それでかけるんだということに尽きるようであります。先ほど申し上げましたように、広範な朝日新聞、毎日、読売その他の新聞の反対、さらにはまた民主団体の反対、あるいは第五次選挙制度審議会委員のこれに対する反対意見、さらにはまた午前中開かれた参考人の陳述でも、これに対する広範な世論は、このようなやり方に対して反対していることを示しております。しかるになぜ一体こういうものが出されたのか。絶対にこの点は国民は了承できない問題であると思えます。

第三に、京都の行き過ぎというを言つて、これを是正するのが本法案を提出する理由だということ自治大臣は何回も説明されました。先ほどの論議でも明らかになったように、京都がなぜあのような一休事態を引き起こしたか。それについては何ら京都の実態を知らなかったということ自治大臣も事務当局もはつきりこれに対して答弁されておる実情を見れば明らかです。したがって、京都の選挙の行き過ぎは是正というのは口実であり、これを口実として実は別な目的で党利党略の立場からこのような法案が出されたことは明らかであります。このような形で議会制民主主義の根本を決定する法案が出されていいのかどうか。これははつきり国民が批判する問題であり、われわれは絶対に賛成することはできません。なぜこういうことをせんらしたのでしよう

か。これはこの法律案が憲法と民主主義の理念に照らしてきわめて問題があるのです。

日本国憲法第二十一条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しています。民主主義の基礎である基本的人権を尊重するというたてまえから、また主権者である国民が、自由な意思に基づいて政治、経済、文化などのあらゆる活動に直接参加し、行動することを保障するという民主主義のたてまえから、これは当然のことであり、常にきびしく守られなければならない問題であります。特に国民の主権の代表的な発場である選挙においては、国民の意向を正確、公正に反映させるために表現の自由が最大限に保障されなければならないことは、言うまでもないことであります。議会制民主主義を前提とする政党政治は、国民の多数の支持を獲得するためにはあくまでも諸政党の政策論争を中心とするべきであり、活動しているか、そしてその政策と実践を有権者の国民が十分に批判して正しい投票を行なうかは選挙の根幹に関する重大問題であり、まさに民主主義の生命ともいべきものであります。そのためには選挙における政党活動の自由、なにかんずく政党が自己の政策を国民に対して自由に宣伝、啓蒙、伝達する自由が保障されることが絶対に必要な条件であります。もしこの自由が抑圧ないし重大な制限を受けるならば、政策論争中心の政治、ひいては議会制民主主義が危機にさらされることは明らかであります。しかるに今回の改正案は、政党政治の根幹にかかわる選挙時における政党活動、特に政策宣伝の自由を大幅に規制しようとするものであります。現行の公職選挙法は、文書、言論などによる正当な選挙運動、政治活動を不当に制限、抑圧するものとして世論のきびしい批判を受け、第五次選挙制度審議会でも、政治活動の大幅自由化が論議せられ、昨年の六十一国会は、世論の力を背景に自民党も賛成して、ビラの頒布の自由化など若干の制限緩和を実現したばかり

りなのでございます。それからわずか一年を経過した今日、政府・自民党は昨年緩和したものをもとに戻すだけでなく、さらにきびしく制限を加えようとしているのであります。しかも政府・自民党のこれらのたくらみが、さきの京都府知事選挙における自民党など三党連合の敗北の原因が、昨年の公選法改正による政党の政策宣伝活動の自由化にあったとするきわめて党利党略的な立場から出されたものであり、絶対に容認できないのであります。ことにこのような動機には身近な問題が一つあると思えます。先般の新聞にこういうことが書かれておりました。それは死せる川島副総裁生ける公選法を走らすというのであります。これは京都における敗北を再び東京でしない、こういう一休現実的な――目先のこういう目的があるのではないか、ことに川島副総裁は今度の東京都知事選のことは事務長であられるということを知りておるときに、このことは単なることばでないだろうと思えます。そうしてその背景には、佐藤四選後におけるまさにアメリカの核戦略体制の中に日本を全く否認するような、そういう反動体制をつくるねらいがないとはだれが言い切れるでしょう。私ははつきりこの点からこのような法案に賛成することはできません。

次に、法案の具体的内容について簡単に触れたいと思えます。

まず第一は、ビラの規制の問題であります。昨年の法改正で、自由化されたビラの頒布は、今回の改正によって国会議員の選挙ではわずか三種類に、知事、市長、都道府県議会議員、指定都市議会議員の選挙では二種に制限されるのであります。ビラの頒布を極度に制限することによって、必要のつど状況に応じて頒布するというビラ本来の存在意義を全く失わせると同時に、選挙民からは政策の判断の材料を奪うものであります。その上、京都知事選挙に見られたような反動側のデマ文書に対する有効な反撃の機会を封じ込め、逆に怪文書の横行に拍車をかけるものであることは明らかであります。さらにこれら二ないし三種類に

制限されたピラは、事前に届け出の義務を負わされておき、実質的な検閲に道を開くものであり、加えて捜査機関による届け出制ピラとの同一性調査と称する検閲と介入を容易にするものであり、その判定をさらに複雑多岐とするものであります。

第二に、機関紙誌の発行の規制の問題であります。今回の改正は、六カ月に満たない確認団体は、たとえ機関紙誌を発行したとしても、それは政談演説会の会場だけでしか頒布することができなくなり、政党やその他の政治団体の生命ともいふべき機関紙誌による言論活動を著しく制限するものであります。これはとりわけ知事や市長の統一候補の選挙における選挙活動を大幅に制約するものであり、これこそ民主勢力の推す首長の進出をおそれ、それを押えるための政府・自民党の全くの党利党略的な措置といわねばなりません。

第三は、都道府県及び指定都市の議会の議員選挙の政治活動の規制の問題であります。すでに現行法でも、国会議員選挙では一定数の候補者を持たない政党または政治団体は確認団体にならず、本来自由であるべき政治活動が事実上凍結されているが、今回の改正は、この不当な規定をさらに都道府県及び指定都市の議会の議員選挙にまで拡大し、その上国会議員選挙以上にきびしい規制を行なおうとするものであり、政党法制定への道を開くおそれもなしとせません。

以上見てきたように、今回の法改正は、政府がしばしば繰り返し答弁をしているいわゆる政党活動の自由化の方法での規制などというしるものではなく、議会制民主主義の根幹をまっとうから踏みにじるものであります。

われわれは、そのような不当なやり方をするのがいま自治省に課せられた任務ではなくて、まさに多年の公約である政治資金規正法を即刻国会に出すこと、または参議院定数は正のこれは緊迫したこの問題を解決するために努力されることが当然だと思えます。

以上あげた理由によりまして、私はこの法案に

絶対に反対するものであります。

○委員長(井川伊平君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(井川伊平君) 挙手多数と認めます。よって、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(井川伊平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、請願の審査を行います。第六九一号公職選挙法の改正反対に関する請願を議題といたします。

先刻理事会において協議いたしましたものについて、専門員から簡単に報告いたさせます。
○専門員(鈴木武君) 理事会の審査の結果を御報告いたします。

第六九一号、公職選挙法の改正反対に関する請願、本件請願は、ただいま審査いたしました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その成立を阻止せられたいという趣旨のものでございます。従来、法案審査中のものと同一の請願につきましては留保とする取り扱いとなっておりまして、本件は留保と決定いたしました。

以上報告申し上げます。
○委員長(井川伊平君) ただいまの報告どおり保留とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。公職選挙法改正に関する調査につきましては、閉会中もお調べを継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これにて散会いたします。
午後四時十三分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、公職選挙法の改正反対に関する請願(第六

九一号)

第六九一号 昭和四十五年十二月十一日受理
公職選挙法の改正反対に関する請願

請願者 京都市上京区下立売通新町西入京
都府職員労働組合内 近藤三郎外
三千七百七十五名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 岩間 正男君
須藤 五郎君 渡辺 武君
小笠原貞子君

公職選挙法の一部を改正する法律案の成立を阻止されたい。

理由

一、選挙活動における言論・文書活動の制限は、国民から各政党、候補の政策や政見を熟知する機会を奪うものであり、国民の声を正しく議会に反映することがきわめて困難になる。

二、ピラの種類を制限したり、自治体選挙における確認団体に必要条件を設ける等のことは、事実上、政党活動の規制であり、憲法に保障された政治活動と結社の自由をおかすものである。

昭和四十六年一月十八日印刷

昭和四十六年一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H